

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第11回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成26年12月24日（水）9：00～11：59

2. 場所 経済産業省本館2階東3共用会議室

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 広域的運営推進機関のルールについて
- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ 卸電力市場の活性化について
- ・ 同時同量制度・インバランス制度に係る詳細制度設計について
- ・ 法的分離に関する検討について
- ・ ガスシステム改革の検討状況について
- ・ 本ワーキンググループにおけるこれまでの検討と今後の作業について

(遠藤委員)

- ・ スイッチング支援システムの検討状況について

(野田委員)

- ・ 託送料金の割引制度について

(村上オブザーバー)

- ・ スポット市場の365日開場について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第11回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日も議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。

す。公正取引委員会調整課の片桐課長の代理で本間課長補佐、消費者庁消費者調査課の岡田課長、大口自家発電施設者懇話会の添木様、S B エナジー S B パワー株式会社の児玉様、一般社団法人日本風力発電協会の祓川様、一般社団法人日本卸電力取引所の村上様、全国電力関連産業労働組合総連合社会・産業政策局長の岡崎様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして、御礼申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○横山座長

それでは、皆様おはようございます。本日は年末のこのクリスマスイブの朝早い時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。きょうの議題は、資料3にございますように、たくさんございますけれども、どうぞ活発にご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、いつものように資料を全て説明していただいた後、またまとめて議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、事務局から資料4からご説明をお願いしたいというふうに思います。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

お配りをしております資料4から6につきましては、それぞれご提出いただきました方々の後ほどご説明をいただきたいと思います。また、資料7につきましては、ご提出いただきました電力総連の岡崎オブザーバーから後ほど議論の中でご紹介いただければと思いますので、私のほうからは事務局の提出の資料8-1から8-6まで、それから、参考資料につきまして順にご説明をさせていただきます。

なお、今回も資料3といたしまして、論点を一覧にしたリストをご用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、まず資料8-1、広域機関のルールについてでございます。

1ページにまとめましたように、広域機関のさまざまなルールについてこれまでご議論をいただいていたかもしれませんが、本日は優先給電ルールのうちバイオマス発電の取り扱いについて取り上げております。

具体的にご提案の内容は4ページでございます。現在、ESCJルールとして優先給電に関するルールがございますが、バイオマス発電については、一般的な火力発電と同じ扱いとされてきました。しかしながら、再生可能エネルギーの導入への貢献度の観点からはバイオマス発電については、通常の火力と比較して優先的に稼働させるべきことが新エネルギー小委員会において議

論をされております。これを踏まえまして、広域機関のルールとして一般電気事業者が調達する火力発電の中で未利用の間伐材を利用するといった地域資源を活用したバイオマス発電については、火力発電の中でも最も稼働の優先度を高くし、次いでそれ以外のバイオマスの専焼発電を優先稼働させるという順位づけに見直すことをご提案しております。

5ページ以降については、ご参考までに現在の優先給電ルールや新エネルギー小委員会において議論されている内容をご紹介します。広域機関のルールの関係は以上でございます。

続きまして、資料8-2、小売全面自由化についてでございます。

まず最初は、託送料金の割引制度についてでございます。資料の2ページから7ページにて、前回のワーキンググループにて頂戴したご指摘やその簡単なまとめを記載しております。これを踏まえまして、8ページに今後の検討についてのご提案をしております。

すなわちこれまでの議論から潮流改善に着目した割引については大きな異論がなかった一方で、設備の利用実績に応じた割引につきましては賛否の両論があり、その見直しを行う場合には託送料金のつくり方を根本的に考え直す必要も出てくるのではないかとということで、2016年の小売自由化に際しては、潮流改善に着目した割引、これはその低圧電源を対象とすることあるいは対象地域をきめ細かく設定し直すことなども含まれますけれども、これを実施する前提で作業を進める。一方で、設備の利用実績に応じた割引につきましては、2016年からの実施ということにこだわらずに引き続き議論を継続するということをご提案をしております。もちろん本日もご議論いただきますので、合意が得られるものについては実施の方向で準備を進めるということでございます。この託送料金の割引制度については、電気事業連合会からも提案がございますので、後ほどご説明をいただきます。

次に、10ページでございます。停止中の発電所における所内消費電力の取り扱いについてでございます。

11ページに現状をまとめておりますが、一般電気事業者の自社電源や卸供給の電源については、発電所が停止中に電気の供給を受けた場合、その発電所が稼働した際の発電との相殺処理を行い、託送料金を支払わない取り扱いとなっておりますけれども、12ページに記しましたように、新電力に電気を売る発電所の場合には、所内消費のための電力供給に託送料金の支払いが発生しまして、イコールフットィングが図られていない状態となっております。このため、13ページにご提案をまとめておりますけれども、一般電気事業者の社内取引の場合も含めまして、託送料金の支払いが行われるようイコールフットィングを図るということをご提案しております。

なお、震災以降に一般電気事業者が実施している火力入札では、この点について既にイコールフットィングが図られる形で実施をされておりますけれども、平成7年に導入された火力電源入

札制度によって建設された既存の I P P 電源については、契約期間中は従前どおりの扱いとすることというご提案としております。

それから、次に15ページでございますけれども、一般電気事業者の揚水発電所を介した電力供給と、それから、新電力が行ういわゆる蓄電池託送、これについても託送料金についてのイコールフットィングが図られていない格好になっております。一般電気事業者においては、揚水ロスの方も含めた託送料金を今後支払っていただくということで、新電力とのイコールフットィングを図ることとすることをご提案をしております。

小売の自由化の関係は以上でございます。

続きまして、資料8-3でございます。

卸電力市場の活性化の文脈で、本日は公営電気事業の売電について取り上げております。アンケート調査の結果と、それから、ガイドラインの案という大きく2つのテーマに分けております。

まず、2ページからでございますけれども、アンケートの調査結果でございます。

3ページから4ページにて、この調査の経緯と背景をまとめておりますけれども、売電を行っております150団体にアンケートを行いました。結果についてかいつまんでご説明をいたしますと、7ページでございますが、量の大半を占める水力発電については、一般競争入札が進んでいないこと、8ページでは、その多くが今後も一般電気事業者との随意契約を予定していることが明らかとなっております。

10ページで一般競争入札への移行に向けたボトルネックについて回答をまとめており、その第1位が長期契約を途中解約した場合の違約金ということを挙げられております。なお、第2位以下の理由では、新電力がきちんと買ってくれるのかどうかという点であったり、あるいは入札に手間がかかること、あるいは電力会社との関係が悪化する懸念などさまざまな理由を挙げられております。

こうしたことも踏まえまして、資料の20ページ以降でございますけれども、今回売電契約の見直しに関するガイドラインをご提案しております。

21ページでは、ご参考でございますけれども、卸規制が撤廃されること、22ページでは、地方公共団体における売電契約が入札が原則であり、その旨、総務省から地方公共団体にも通知が行われている旨をご紹介します。

なお、東京都が保有する水力発電について東京電力との長期契約の見直しについての協議が行われまして、これが民事調停に発展をいたしましたけれども、この調停の結果も踏まえて解約についてのガイドラインを策定すべきという国会でのご指摘、23ページにご紹介をしております。また、東京都と東京電力の折衝の経緯を25ページにまとめております。

こうした経緯を踏まえまして、26ページから29ページまでガイドラインの基本的な考え方、それから、30ページ、31ページにおきまして、今回のガイドラインのポイントであります代替調達コストの考え方についてお示しをしております。

ガイドライン案そのものは、資料8-3の別添という形で、こちらは文字ばかりの資料ですけれども、おつけをしております。特段のご異議がなければ、今後このガイドライン案についてはパブリックコメントを行いまして、その上でガイドラインとして確定をして公表していくという予定でございます。

資料8-3については以上でございます。

続きまして、資料8-4、同時同量・インバランス制度についてでございます。大きく3つのパートに分かれておりますけれども、前回までのご議論でいろいろご指摘をいただいたものについての内容でございます。

1点目、資料の2ページでございます。インバランス料金の速報値の公表でございます。前回のワーキンググループにおきまして、インバランス料金の確定には1カ月以上かかるということをお示しいたしましたけれども、その際に期間の短縮あるいは速報値の公表についてご指摘をいただきましたので、今回、実需給の3日から5日程度後に速報値を公表するということをご提案しております。

次に、2番目でございますが、計画値同時同量の業務フローのうち、転売などを行うに際しての発電と需要のいわゆるひもつけをどこまで求めるのかという問題でございます。前回のワーキンググループでご提案をした方法につきましては、これは従来のひもつけの考え方にとらわれ過ぎであるというご指摘をこのワーキンググループの場で多数いただきました。今回この論点については、10ページにおきまして選択肢という形でパターンを整理いたしました。

10ページですけれども、選択肢のゼロが現行の制度、選択肢1が前回の事務局の提案、この選択肢1の前回の事務局提案について、より自由度を高めるべきというご指摘を多数いただきましたので、今回選択肢2として系統利用者は原則としてひもつけを行わずに、系統利用者において必要なひもつけを行っていくというパターン、それから、選択肢3といたしまして、系統運用者のひもつけすら事後的にしか行わないといったパターンをお示ししております。

11ページ以降でそれぞれの選択肢の場合の業務フローあるいはその評価といったものを行っておりますが、これらを17ページにおきまして全体的な評価と対応案という形でまとめております。

17ページ、表の前半、上のほうでございますけれども、利用者の業務負担や取引の活性化といった観点からは、前回の事務局提案である選択肢1はバツ評価と。選択肢2、3と右に行くほど評価が高くなるといったこととさせていただいております。一方で、表の真ん中から下にかけて

連系線の利用との関係あるいは託送制度との関係、決定的にどれが優れているということではなくて、どの方式でも対応は可能ではないかという評価となっております。

これを踏まえまして、対応の方向性を17ページの下の枠囲いの中に記載をさせていただきました。取引の自由度を最大限高めるという観点から、選択肢2や3の業務フローが適当であるということとしております。現状は、ひもつけが前提という仕組みで成り立っておりますし、また、最終的には法律上の託送供給についての契約が必要になってまいりますので、こうした法律との関係や、それから、システム上の対応が可能であるかといった点も今後整理をしていくことが前提でございますけれども、特段の支障のない限りは選択肢3または選択肢2で実施すると、こういう方向で実務の設計を進めるということをご提案しております。

それから、大きな3点目ですけれども、24ページ以降になります。24ページからこの資料の最後まででございますけれども、前回のワーキンググループにおきまして、自己託送の場合の業務フロー、それから、ネガワット取引の業務フローについても提示をしていただけないかと、そういったご要望をいただきましたので、ご提示をさせていただきました。

自己託送については、通常の計画値同時同量と特に大きく変わるところはございません。ネガワットにつきましては、ベースラインの設定であったりインバランスの扱い、連系線利用の扱い等について何らかのルール化が必要でありまして、こうしたものの取り扱いについて整理しております。

同時同量・インバランスの関係は以上でございます。

次に、資料8-5でございます。法的分離についてでございます。

法的分離につきましては、前々回、第9回のワーキンググループにおいて行為規制の内容をご提案いたしましたところ、さまざまなご指摘を頂戴いたしました。

3ページにおきまして、前々回のワーキンググループでのご指摘事項をまとめております。これについて本日はお答えをご用意させていただいております。

まず1点目、5ページでございます。これは稲垣委員から意思決定に関与しない取締役というものがあるのかという観点からご指摘をいただきましたけれども、これにつきましては、例えば指名委員会等設置会社など、一定の場合には意思決定範囲が限定された取締役もあり得るということでお答えとさせていただきます。

それから2点目、8ページでございます。松村委員から取締役の兼職規制は、発電会社、小売会社のみならずその子会社についても行うべきではないかというご指摘をいただきましたが、これにつきましては、9ページにお答えを記載しております。発電小売会社と比べて子会社となりますと、中立性を害する蓋然性の程度が大分異なってきますので、兼職の状況であったりあるい

は多額の報酬を得ているのかどうかといった点を行政がチェックし、個別に不当な影響力の行使の有無をチェックしていくことが適切ではないかということでお答えとさせていただいております。

3点目、従業員の人事管理の規制についてでございます。これにつきましては、稲垣委員、それから、電力総連の岡崎オブザーバーから立法事実の必要性、規制の必要性、憲法との関係についてご指摘いただきました。立法事実については11ページにて実際の中立性の阻害事例あるいは現在の一般電気事業者が行為規範を設けていることといったことをご説明しております。また、規制の合理性については12ページにおいてですけれども、まず、従業員を直接規制するのではなく、事業者の人事管理を規制の対象とするという方針をご説明しております。すなわち違反した場合に、従業員が罰せられるということではなく、事業者が罰せられるということで、直接従業員を規制するものではないということをご説明しております。また、従業員といってもさまざまな立場があるというご指摘も頂戴いたしましたので、今後具体的な規制内容をガイドライン化する際には、このワーキンググループでご指摘いただいた事項にも十分留意しながら具体化をしていくというお答えとさせていただいております。

ご指摘の最後の点、18ページでございます。辰巳委員から社内の法令順守担当者の監視というだけでは不十分で、これは第三者の目線が必要ではないかというご指摘いただきました。これにつきましては、法令順守担当者は社内といえども行為規制として取締役と同様の規律が課されるものであること、それから、行為規制については事業者が体制を整備して公表し、国にも報告をすることとなっておりますので、こうした国のチェックも行われる、公表により誰でも見ることができるという意味で第三者の目線での監視は十分行われるのではないかということでお答えとしております。

ご指摘事項への回答は以上でございますけれども、最後20ページに法的分離を行う場合のネットワーク運用についての考え方をまとめております。

法的分離を行った場合に、予備力や調整力はどのように確保するのか、また、どのように給電支援を行うのかといった点が長らく検討課題となっておりますけれども、まず、この1番目の調整力の確保につきましては、前回までのこのワーキンググループの議論で託送費用として回収する枠組み、おおむね合意をいただいていると思っております。それから、2番目のネットワーク運用についてでございますが、こちらは参考資料21ページ以降でおつけをしておりますが、第7回のワーキンググループで東京電力から発送電分離のもとで行う給電指令の方法についてご提案をいただいております。新電力の電源をどこまで直接の給電指令のもとに置くかといった論点はございますけれども、ほかの各社においても基本的には東京電力と同じ方式によりネットワー

ク運用をすることで対処可能なのではないかということ念のために整理したものでございます。

法的分離の関係は以上でございます。

最後に資料8-6、ガスシステム改革の検討状況でございます。

都市ガスの制度改革につきましては、1ページにありますように、昨年11月にガスシステム改革小委員会が設置をされ、これまで19回にわたる議論が行われております。資料の2ページにおきまして、検討状況を簡単にまとめております。電力と同様、小売の全面自由化を実施する方向でございます。また、最終保障サービスや小売事業者の供給力の確保義務といった点についても電力と同様の方向でございます。他方で、都市ガスの場合には、LPガスあるいはオール電化といった他の熱源との競合があることから、料金規制については原則撤廃としつつ、規制なき独占を防ぐ観点から、競争環境が不十分な事業者については経過措置としての料金規制を残す方向でございます。このほか、簡易ガス事業制度の見直しあるいは導管網の整備促進が必要であるといった点についても一定の方向性が得られております。

ネットワーク部門、ガスの場合、導管部門でございますけれども、その中立性の確保については、会計分離よりも法的分離のほうが望ましいという議論が行われており、法的分離を今すぐ決めるべきという意見がある一方で、1年間といった期限を区切って検討を行って、最終結論を得るべきという意見も出ております。また、法的分離の実施時期については、電力分野も参考に十分な準備期間を設けるべきという議論がなされております。

また、法的分離の対象は導管の総延長などを基準に大手3社を対象にすべきという議論が行われております。この議論の中で、この大手3社からは法的分離ではなく現行の会計分離の中で、さらなる中立性を高めることをご提案されております。法的分離については、電力と異なるさまざまな事情、例えば必ず使われるエネルギーではないので、導管の整備は小売と同じ法人でなければ進みにくいといったご意見あるいは資金調達に問題が生じないような制度設計とすべき、災害時の保安対応は小売部門が導管部門に円滑に協力できるようにすべきといった点に留意すべきというご意見もありまして、その対応のあり方も議論をしております。

なお、3ページ以降は参考資料でございます。3ページでございますけれども、電力システム改革の専門委員会、このワーキンググループの親委員会でございますけれども、この専門委員会においても、電力、ガス相互参入という観点からガス市場の競争環境の整備も重要であるというご指摘、電力会社の方あるいは石油会社の方からございまして、ガスの分野でも自由化やネットワークの中立性確保が必要だということがこの電力の専門委員会の報告書にも記載をされております。

4ページでございますけれども、本年4月に閣議決定したエネルギー基本計画においても、市

場の垣根を外していく構造改革を推進する、具体的には電力システム改革のほか、ガスや熱供給の分野でも改革を進めるべきことが示されております。

こうした考え方をイメージ図にしたものが5ページでございます。需要家の視点に立てば、電気は電力会社、ガスはガス会社ということではなく、最適なエネルギー供給が行われることが望ましく、電力システム改革によりガス会社が電気もガスも売りますということになるのであれば、ガスのシステム改革についても電力会社が電気もガスも売れるように、導管部門の中立性の確保も含めて事業規制上のイコールフットイングがきちんと確保されていくということがサービスの選択肢をふやし、低廉かつ安定的にさまざまなエネルギーが供給されることにつながり、国民の利益という観点からは重要ではないかということで、そのガスの議論の動向を本日ご紹介させていただきました。こちらのご意見、ご要望などありましたらコメントいただければと思います。

最後になりますけれども、参考資料という1枚紙をお配りしております。

ちょうど1年前、昨年12月のこのワーキンググループでも節目ということで簡単に議論の整理をいたしましたけれども、今回も年末ということで、ことしのワーキンググループの議論になった項目を中心にどれが継続検討事項なのか、どれが法案化の作業にいくのか、あるいは省令の作業に進むのかといった点を整理させていただきましたので、必要に応じてご参照いただく資料としてお役立ていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、スイッチング支援システムの検討状況につきまして、作業会を代表しまして、エネットの遠藤委員のほうから資料4についてご説明をお願いします。

○遠藤委員

おはようございます。資料4につきまして、スイッチング支援システム等のご報告をさせていただきます。

2ページ目は、前々回のワーキング以降の作業会の実施状況でございます。

めくっていただきまして、3ページ目ですけれども、これはスイッチング支援システムの開発ベンダーを決定いたしましたので、そちらとこのような開発体制で進めていますということのご紹介でございます。各責任者をきちんと決めて、万全の体制で臨んでおります。

4ページ目ですけれども、最近の検討内容をまとめております。まず、一番上のAPI機能配置とプロトコルということでございますが、ちょっと細かいのですが、小売電気事業者、一般送

配電事業者、それから、広域機関の持つスイッチングシステムの関係はどうするかということについてですが、結論といたしましては、右のB案を採用しております。スイッチング支援システムを介して小売事業者、そして、送配電事業者が全ての情報をやりとりするというので、シンプルな構成になりますし、今後の業務の拡張性を考えても、このような形態が良いということで採用しております。

そのほか、送配電事業者の持つログ管理におきましても、広域側で常に取得できるようなやり方、それから、小売事業者がスイッチング支援システムを利用するときに、シミュレーションでできるようなツールも開発するというようになっております。

次は5ページ目ですが、これはベンダーも含めた会議の開催状況になっております。順調に進んでいるということでございます。

それから、6ページ目ですけれども、これは共通情報の検索機能についてです。お客様情報を入力する機能やスイッチングの託送異動業務の機能についての検討でございます。大きな話といたしましては、1個目の丸に記載したとおり、家庭用の低圧のFIT電源、太陽光などの電源についてもお持ちのお客様が多くなりましたので、スイッチングをするときに同じように売電先を切りかえることが恐らく出てくるだろうということで、その電源のほうのスイッチングについても、このシステムを使って行うようにしていくということで合意しております。

続きまして、7ページ目が今後の予定になっております。これからスイッチング支援システムの利用に関するルール、それから、お客様の本人確認のやり方につきましては、国のほうでガイドラインを検討中ということですのでけれども、それに基づいた広域側でのルールづくりを進めてまいります。それから、この表の一番下に、低圧の30分同時同量データの受け渡しのシステムについて記載しております。これにつきまして基本仕様は確認したのですが、今後そのコストについても確認していくということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、託送料金の割引制度につきまして、電気事業連合会を代表されまして、野田委員のほうから資料5に沿ってご説明をお願いします。

○野田委員

関西電力の野田でございます。資料5に基づいて説明させていただきたいと思っております。

託送料金の割引制度につきましては、これまで2回にわたって議論が行われ、前回のワーキングでは、設備の利用実績に着目した算定と潮流改善効果に着目した算定という考え方が示されま

した。このうち前者の設備利用実績に着目した算定につきましては、反対の立場から意見を申し上げたところですが、本日の資料の最終ページに参考として改めて私どもの考え方を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

本日は後者の潮流改善効果に着目した算定につきまして、これまでの議論を踏まえまして投資抑制に係る評価とロスに係る評価の2点についてご提案させていただきたいと考えております。

それでは、右肩の1ページでございます。

現行の託送料金制度の考え方について取りまとめております。もともと電気は地産地消が大宗でしたが、需要の増加に伴う電源の大規模化や遠隔化によって、今や電力系統で消費される電気の多くが基幹系統の流通設備を通じてお客様に届けられています。こうした実態から、流通設備に係るコストは、お客様の供給電圧に応じてご負担いただくこととしており、そうした考え方のもとで小売料金や託送料金を設定してきております。

また、託送料金には、これまでの電気事業分科会等のご議論も踏まえ、近接性評価割引や同時同量ルール of 仕組みを取り入れているところであります。こうした仕組みは、今般の一連の制度改革を機に一部見直しが必要と考えられます。そこで、次のページから電源に係る託送料金の割引について提案をさせていただきたいと思っております。

右肩2ページでございます。

まず、投資抑制に係る評価について取りまとめております。現行の近接性評価割引では、一定の地域で発電された電気を対象に、一般電気事業者が発電した電気に係るロスが低減することを評価して割引を行っておりますが、今後2つの課題が想定されます。1つ目は、ライセンス制が導入されることに伴い、送配電事業者が評価すべきは、発電事業者としてのロスの低減ではなく、送配電設備の投資抑制ではないかという点、もう一つは、分散型電源の導入により基幹系統の設備投資が抑制され得ることを評価することが考えられますが、現行割引ではそうした評価はなされていないという点であります。

こうした課題を解消するため、仮に料金評価の見直しを考えるとすれば、左下のイメージ図にもありますとおり、近接性評価地域の電源のうち基幹系統以外に接続する電源について、基幹系設備の投資抑制効果が生じ得るものと仮定し、これを評価することが考えられます。仮にこの考え方をする場合、具体的には記載しております算定式のとおり、基幹系統に係る減価償却費等をもとに電源のキロワット価値を反映して割引単価を設定することが考えられます。

続いて、3ページでございます。

ロスに係る評価について取りまとめております。現行の同時同量ルールでは、託送供給をご利用いただく際、基幹系統を通じて電気をお届けするのに必要となるロス分についても追加的に発

電していただくことを求めています。実態として近隣に電気が流れる分散型電源のようなケースの中には、上位システムのロス分についてまで発電いただくことを求める必要がないものも考えられます。そこで、近接性評価地域における電源について、上位システムのロス分に係る電気価値を託送料金から割り引くことが考えられます。

具体的には、左下のイメージ図のとおりでございます。例えば青色の特高電源であれば、基幹系設備の α %のロス負担不要ではないか、また、赤色の高圧・低圧電源については、基幹系設備の α %及びその他特高設備の β %のロス負担不要ではないか、と捉えて割引単価を設定してはどうかという考え方です。

4ページでございます。

以上、電源に係る託送料金の割引の一案として投資抑制に係る評価及びロスに係る評価のご説明を差し上げましたが、仮に本日ご説明を差し上げた案を採用した場合に、どの程度の割引水準になるかについて現行の原価に基づいて試算をしております。一定の仮定を置いた上で、現時点での試算値という位置づけではございますけれども、結果を下の表にお示ししております。

表の右端、10社平均を見ますと、投資抑制の評価で約20銭、これにロスの評価を加えますと、特高の場合約40銭、高圧・低圧の場合約50銭の割引水準になるものと試算しております。なお、この割引分につきましては、利用者全体でご負担いただく必要があると考えておりますが、あわせて試算した託送料金への加算単価は、10社平均で6銭程度の水準となります。

また、仮にこの割引を適用するとして、その適用対象となる近接性評価地域につきましては、今後精査を進めてまいりたいと考えておりますが、その結果、対象から外れる電源については、現行の割引を廃止すべきと考えております。

以上、電源に係る託送料金の割引について、私どもの考え方について述べさせていただきました。説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、スポット市場の365日開場に関する検討状況につきまして、日本卸電力取引所の村上オブザーバーから資料6に沿ってご説明をお願いいたします。

○村上オブザーバー

日本卸電力取引所の村上でございます。

本日、ここにご参加の皆様には、日ごろ何かとご支援、ご指導いただきまして、まことにありがとうございます。ご当局の皆様におかれましても、大変お世話になっておりまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

前回会合でご意見を頂戴いたしましたスポット市場の開場日の変更につきまして説明をさせていただきます。結論は、配付させていただきました資料6の1ページ、2ページのとおりでございますが、本件につきましては、多くの取引会員の方々からヒアリングを行った上で論点を整理させていただきました。全取引参加者対象にアンケート調査を実施させていただきました。

資料にありますように、約69%の方が365日開場に賛成、25%の方が反対という結論でございました。これを受けまして、当初の理事会におきまして議論を行い、スポット市場を365日開場とすることで決定をいたしました。その移行時期につきましては、ネットワーク側のシステム連携必須の案件でございます。広域的運営推進機関との連携をとり進めながら実施していくということになりますが、平成28年4月を目標に置いております。これは1時間前市場の開設と同じ時期ということでございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、公正で透明な取引市場の提供、運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、アンケートの回収率が61%ということでございますが、全取引参加者94社のうち実際に現在取引をしているのが約60社ということでございますので、実質的には全参加者からご回答、ご意思の表明があったものというふうに理解しております。

この機会に一言申し添えさせていただきたいというふうに思います。私は一昨年の電力システム改革専門委員会におきまして、指標性や透明性の面で優れている取引所取引が取引所外取引との関係で適切に扱われること、いわゆるレベル・プレイング・フィールド問題ということと取引参加者間でのイコールフットイングの問題につきまして、コメントをさせていただきました。細かいことをここでは申し上げませんが、ワーキンググループのご議論におかれましても、制度改革、すなわち規制緩和のコンセプトをベースに取引所取引が全国市場として一層活用される環境、例えば取引制限的な要素の極力排除であるとか、電力需給の安定を前提とした連系線マージンの最大限の解放を含めた送電ネットワーク利用ルールの新たな発想による再考、取引所取引の優れた特性が発揮されるような条件整備というようなことが実現することをお願いして、私の説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様にご議論を自由に行っていただきたいというふうに思います。いつものように、名札を立てていただきたいというふうに思います。また、関連する発言をされる場合には、手を挙げていただきますと、ご指名をいたしますので、よろしくお願いいたします。時間はいつものように2時間半を予定しておりますけれども、場合によっては30分延長させてい

ただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、どなたからでも結構でございますので、お願ひいたします。

それでは、もうオブザーバーの方からさっと立ちましたので、添木さんのほうから順番に児玉さん、祓川さんというふうにお願ひしたいと思ひます。

○添木オブザーバー

ありがとうございます。大口自家発電施設者懇話会、添木でございます。

本日は大きく3つの意見を述べさせていただきたいと存じます。まず、1つ目が資料8-1の4ページ目、優先給電ルールにおけるバイオマスの取り扱いについてでございます。

本案は、バイオマス発電を専焼か混焼かで優先給電ルールを分けるものになっておりますが、ちょっとこの考えには異論があるというところがございます。木質バイオマス発電の出力安定性に対する考え方はさまざまな知見があるものと存じますが、私の理解としましては、その樹木の種類や保管期間で変化する含有水分量、それとチップサイズのばらつきによるものが大きいのではないかと考えております。

したがいまして、発電効率のよい一定規模のバイオマス発電所が複数のチップ工場から生木由来の木質燃料を集荷し、発電を行った場合、その出力変動が大きくなってくる可能性が高いでしょうから、それを抑える目的である程度の化石燃料を混ぜることは、系統にとっては好ましい行為ではないかと考えます。

しかしながら、本案では、混焼してしまうと優先給電ルールの劣後になってしまいますので、そのようなインセンティブが働かなくなってしまう問題を抱えているのではないかと思います。また、前回ワーキングにて議論された再エネ電源によるインバランス制度の選択制を踏まえると、努力しないほうが得をするルールになりかねないとの懸念があります。石炭ボイラーで数%程度木質を混焼するものまでも加える必要はないと思ひますが、バイオマス発電が主体の発電所につきましては、それが専焼か混焼かで優先給電ルールを区分けすべきではないのではないかと考えます。

次の2つ目の意見です。資料8-4の17ページ目、計画値同時同量の具体的業務フローの3つの選択肢のメリット、デメリットの整理と今後の方向性についてでございます。

まずは、短時間の中、事務局にて整理していただきましたことについて敬意を表したいと存じます。系統利用者の取引の自由度を最大限高める観点から、選択肢2、選択肢3いずれかの業務フローを前提に広域機関とで実務的検討を進めていただくとする方向性につきましては、基本的に支持したいと存じます。ただし、多少気になる点はございましたので、ちょっと念のため補足させていただきたいと思ひます。

まず、選択肢2についてですが、自動ひもづけに影響される実運用や広域機関システムの構築等に対し、実現可否を含めて課題が多いように思います。また、連系線管理の確実性についてですが、どの連系線においても、計画値同時同量では売り手と買い手が別々に計画を提出するため、各計画同士や全体の整合性を確認することが必要であり、その確認をしっかり管理すれば選択肢に優劣はないのではないかと考えます。

次に、空押さえについては、先ほども述べた整合性が確認できることやどの選択肢でも発生し得ることを考えますと、その監視のルールの整備が重要であり、自動ひもづけの是非の議論ではないように感じます。よって、選択肢3ベースで実務的に検討いただくことが現実的ではないかと考えます。

いずれにせよ、広域機関にてしっかりご議論いただくことが重要なのだろうというふうを考えます。

3つ目です。同じ資料の24ページ目以降、自己託送の扱いとネガワット取引の業務フローについてでございます。こちらも短時間にもかかわらず、事務局にて論点を整理いただきお礼を申し上げます。

まず、25ページ目の自己託送についてですが、需要バランシンググループが小売電気事業者からの部分供給のケースも例示していただいております、わかりやすいものと思います。なお、例示はされておきませんが、発電バランシンググループにおいても、その電気の一部を自己託送ではなく小売事業者に供給するケースも当然想定されるとの理解でおりますので、今後改めて本論を整理いただく機会には、その点も踏まえた内容にさせていただければありがたいと存じます。

また、27ページ目以降ですが、ネガワット取引につきましては、3つのタイプのうち検討を要するものが第9回のワーキングの資料の2番目、つまり小売事業者による他社需要家からのネガワット調達であることが明示されたことや小売事業者と需要抑制バランシンググループ間でのインバランスの切り分け方法が明示されたことで非常にわかりやすくなったと思います。ありがとうございます。ネガワット取引、自己託送とも前段の議論である発受のひもつけ問題とも無関係ではない面もあろうかと思っておりますので、本案ベースで引き続きご検討いただければと存じます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、児玉オブザーバーからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

S B エナジーの児玉でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日3点ほど私のほうからも少しご意見を申させていただきますと思います。

資料8-2でございます。詳細制度設計のところでございますが、これはここに事務局でおまとめいただいていますので、前回私どもが申した意見は、案5でこのとおり検討いただきたいという趣旨でございますので、8ページに示されておられるような今後の方針案に我々もこの方針でお願いしますという趣旨でございます。

一方、これらに関連すると思われ先ほど電事連殿がご説明された資料の中も拝見しまして、この資料の中ではちょっと先ほどのご説明では割愛されましたけれども、5ページ目の参考というところに記載があることがちょっと私も気になりまして、この枠の一番下に「いずれにせよ実務上の制約から、第2段階開始当初からこの考え方を採ることは現実的でない」と、参考資料ではございますけれども、記載がされておりまして、これは時間的な対応、多分システムであるとかいろいろ仕組みであるとかいろんなことの対応が実際問題難しいのかなというふうにご意向と察しますと、こういう点も踏まえて、期限は切って議論はしていただきたいというふうにご考慮の次第でございます。この点はぜひよろしく願いいたします。

資料8-3でございます。卸電力市場の活性化ということで、ここで示されておられるとおり、公営水力自身の競争入札は進んでいないというふうな認識をしております。また、この11ページ目の課題の中にちょっと小さい話なんですけど、自動検針システムの導入が必要という論点がございましたが、これはまさに前回のワーキングでイコールフットィングということで、考え方の中で新電力の切りかえについても計量器の取りかえが障害にならないようにできるというような論点がございましたので、その辺の部分が前回のワーキングの中では、ほぼその方向ということになったと認識しておりますが、いつからどのように実務として対応していただけるのかということもぜひご検討いただきたいと。

また、これはこの場で言うべきかどうかは悩んだんですが、実際競争入札の実施については、各公営発電所さんの使用要件の中には、かなり新規参入者には厳しいハードルが課されています。要は対前年の供給量がどれくらいありましたかというような高いハードルが設定されておりますので、多分これ新規参入者は非常に期待している電源になっていると思いますから、少なくとも供給実績がその時点であるのかとか、この会社のクレジットといいますか、与信上問題がないのかというような点をぜひ閾値にさせていただければ、ここの電源に期待する新規参入者にとっては非常に魅力的な入札になるのではないのかなと考える次第でございます。

最後になりますが、8-4、同時同量・インバランス制度に係る詳細制度設計のこの資料でございますが、まさに電力市場の流動性、商取引という観点からいきますと、ひもつけ案については、この事務局案に賛成いたします。その上として、これも前々回から議論になっていますが、

小売電気事業者の電源構成の表示については、市場調達電力ですよということがわかるような表示であるとか、相対取引をしているものに関しては、きちんと電源構成を表示する等々の消費者の観点から考えたルールガイドラインといたしますか、ルールが必要ではないかなと思っております。したがって、この事務局案には賛成いたしますが、そのあたりは配慮いただきたいという意見でございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、祓川オブザーバーからお願いいたします。

○祓川オブザーバー

それでは、1点の質問と2点の意見を述べさせていただきます。

電気事業連合会のお示しいただきました資料5の2ページ目でございますけれども、投資抑制に係る評価についてということで、割引単価についての計算式がございまして、最後に掛けることのキロワット価値補正率と記載されており、その上段には、割引に当たっては、これら電源のキロワット価値を踏まえることが必要というふうに記載されていますが、この意図するところあるいはどういうことをお考えになっているのか、さらにキロワット価値が電源ごとに異なるということをお考えなのかを、今回あるいは後でも結構ですけれども、教えていただきたいと思っております。

続きまして、資料8-2の8ページに、今後の検討方針案というのがございまして、潮流改善効果に着目した割引を導入することと、設備の利用実績に応じた割引についてですが、今回の事務局案通り潮流改善効果に着目した割引を導入することで決定し、それで進め、なおかつご議論を引き続き行う中で設備の事業実績に応じた割引を行うかどうかを検討していくということが実務的には最も好ましいのではないかと考えますので、この案で進めていただければと考えております。

続きまして、資料8-4でございますが、17ページに選択肢1、2、3が示されていますが、基本的には卸市場取引の活性化の観点からということになりますと、選択肢3が最も好ましいということが結論だと思います。ただし、運用に当たっては、選択肢3にストレートに進むことができないというような観点があるとするならば、選択肢2を選択し、それに基づいて進め、選択肢3に向けて今後努力、改善を図るとというのが実務的に正しい姿ではないかなというふうに感じるところでございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、稲垣委員のほうからお願いいたします。

○稲垣委員

まず、資料に関する質問なんですけど、資料8-3なんですけれども、これの10ページ、一般競争入札への移行に向けたボトルネックとして、アンケート調査の中ほどに既存契約先との関係悪化懸念というのがあるんですけど、これはアンケート項目の中にこういうものを入れたんだと思うんですけど、その趣旨と、それから、回答に当たってどういうふうな実質的な内容をここで述べようとしているのか、その辺がわかっていたら教えてもらいたいというのが1点です。

それとの関係で、ガイドラインなんですけれども、修正案をお願いできたらと思います。その修正案は、2ページなんですけれども、2項の本文3行目、「解消に向けて」の後に「誠実に協議する」とありますけれども、解消に向けて例えば修正案としては、「公正、誠実に」ぐらいなことで、公正という概念を入れていただいたらどうかというふうに思います。

さらに、許されるのであれば、2項と3項の間に項は繰り下げということになるんでしょうけれども、既存随意契約の解消に伴う公正の確保ということで、既存事業者がその後の契約外の不利益を課するなど、あるいは懸念させるなどの不公正な対応は許されないとか許すべきではないとか、それぐらいをきちっと入れたらどうかというふうに思うわけでありまして。本来、契約は自由で、しかも、合理的でなければならぬわけなので、それについてどうもこのアンケートの内容を正確に理解しないで発言するのは不適切とは思いますが、一般競争入札というのが原則である状況のもとで、既存契約先との関係悪化を懸念してそちらへ動けないということを回答者の4分の1の自治体が述べているというのは、相当な何か事実があるんだと思うんですね。そこは検討していただきたいというのが1点です。

それから、ガスシステム改革の関係なんですけれども、資料8-6との関係でお願いというか期待なんですけれども、電力改革の目的とするところ、やはりガスシステム改革によっても支えられ、かつ相互の影響が非常に高いものだというふうに思います。だから、ぜひ最後に安永調整官のまとめがありましたけれども、ガスシステム改革についてもぜひこちらと協調して促進して、それぞれの目的を達するようにご努力いただきたいというふうに思います。

その際に、例えば資料の2ページのガスと電力は違うんだと。会計分離と法的分離の議論がされる中で、会計分離にとどめるべきなんだという議論の中で、理由が3つ述べられています。これについては、まとめられたものなので、関係がなかなか具体的にはわからないんですけど、やはり精密に議論されて、無関係なものはやはりきちっと議論から排除していくと。できるだけ

制度的に統一された制度とか仕組みとか処理というのがなされるのが今後望ましいのではないかとこのように思いますので、ぜひその辺ご配慮いただきたいというふうに思います。

あともう一つ、最後なんですけれども、資料4です。スイッチング支援システムの検討に関する作業会の件なんですけれども、12月25日に総会でベンダーとの正式契約が締結されるというところまでいったと、5ページなんですけれども、大変にご努力がなされたというふうに思います。今後は契約後の実際の運用になるわけなんですけれども、会議体の構築が3ページに述べられています。これを動かすべしという趣旨では全くないんですけれども、くれぐれも流動的な体制を構築できるように配慮いただきたいと。具体的には、例えば進捗報告が週次で行われていて、ステアリングコミッティは隔月というふうになっています。当然中で情報伝達は行われると思うんですけれども、この情報伝達を先を見ながらくれぐれもスケジュールのおくれを来さないように、あるいはベンダーとの紛議が生じないように特に配慮をしていただきたいというふうに思います。

というのは、スイッチングが自由にできるというのは、この自由化の肝になるわけで、それから、システム構築の一番大事なところであると思うんですけれども、何せ12月には要件定義が始まって業務ということなんですけれども、業務フロー自体も不安定なところがあったり、それから、今後変更していくとか、よりよい業務のあり方というのがやっていく中で見えていく可能性があると思うんですね。ですから、そういう意味ではスケジュールの遅延を来したり工数の増加によるベンダーに対する不当な要求あるいはベンダー側の便宜とかスケジュールを重視した要求が出てきて、開発の際のいろいろな障害が起こる可能性があると思うんですね。こういう紛議を多数扱っている立場からすると、くれぐれもそうしたことがないように組織内での情報の流通、それから、見解が対立したときには、ぜひユーザーの見解を優先ということをご了承いただきながら進めていただくということをご検討いただきたいと。契約はもうきょう、あしたということなので、これを変更するわけにいかないと思いますので、ぜひお願いします。

本当にスイッチングのシステム等の検討会については、ご努力大変なことではございました。ありがとうございました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。ご質問に関しましては、また後でまとめて回答をお願いしたいと思います。先ほどの祓川さんのご質問も後でまたお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、中野委員のほうからお願いいたします。

○中野委員

東北電力の中野でございます。

私からは2点発言をさせていただきたいと思います。

1点目は、資料8-4でございます。転売時の先ほどからお話もありましたひもづけに関するものでございます。技術的な観点から申し上げますと、連系線の容量登録、それから、混雑処理などのために発電エリアから需要エリアへの電気の流れを管理することがこれは必要であります。選択肢2では、広域機関が転売の都度電源のひもづけを行うことによりまして、連系線潮流を整理し、単純化することが期待できるというふうに思います。一方、選択肢3におきましては、往復のパスとなる計画が登録される、連系線の行ったり来たり、これが両方とも登録されることとなりますので、混雑管理が複雑になるということやスポットの市場分断への対応の難しさがあると考えます。

また、選択肢2、3ともに広域機関におけるひもづけについては、現在のシステム仕様には織り込まれておりません。早急に実現に向け、検討を進めていく必要があると考えます。その際、選択肢2では、転売発生の都度事業者からの申し出によりまして、関連する電源を特定しながら適切なひもづけを実施することになります。一方、選択肢3では、全ての取引終了後に一括してひもづけするため、システム上は極めて実現が難しいのではないかと考えております。事務局資料として提示されました広域機関が連系線利用計画提出等の代行対応をするという選択肢2、3につきましては、実務上の課題の精査も含めまして検討をしっかりとまいりたいというふうに考えております。

2点目につきましては、資料8-5、法的分離を行う場合のネットワーク運用についてでございます。

資料8-5の20ページ、ごらんいただきたいと思うんですけども、こちらにあります基本的方向性の①予備力・調整力の確保、費用回収、こちらにつきましては、前回のワーキングにおいて一般送配電事業者が確保する調整力について議論させていただきました。一般送配電事業者が確保すべき調整力の量につきましては、前回も申し上げましたが、再生可能エネルギー電源の導入拡大に伴う出力変動の増加、大規模自然災害等への対応など、今後広域機関において検討していく必要があると考えておまして、これまでの我々も経験を生かしまして協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、②のネットワーク運用についてであります。我々は時々刻々の需給変動に対しまして、中給システムから調整電源を直接制御し、需給バランスを調整しております。電力品質を維持するためには、このような現行の中給システムを最大限に活用することが有効であり、それに伴う手続やルールを整備していく方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

なお、法的分離を行う場合の具体的な運用方法につきましては、先行する東京電力殿での運用

状況を踏まえまして、一般送配電事業者として具体的な運用を検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員からお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。2つ意見ですね、よろしくお願いします。

まず、8-1の資料のバイオマスの件なんですけれども、先ほど添木オブザーバーさんのお話があって、私自身も新エネルギー小委員会の委員でもありますが、今お話しいただいたことを聞いて、ここまできちんとよくわかっていなかったなと自分で思いました。もう少し樹種の違いだったりとか保存状況によったりとか、いろいろバイオマスそのものによっても非常に違うので、状況によっては一生懸命地元優先でやろうとしていても、化石燃料との混焼も場合によってはしようがないというお話だったんですね。その辺り、ただ専焼、混焼だけで差別していただきたくないというご意見だったというふうに理解したんですけれども、もう決まった話なんですけれども、もう少し何か徹底にそれでも差をつけるということというのは可能なかどうかというのをむしろ添木さんにお伺いできればなというふうに思いました。例えば混焼の比率をどういうふうに考えるのかとか、全体の容積に対してとか、わかりませんが、もうちょっと具体的にお話しいただかないと、今のお話では非常に私は気になりますもので、もう少しご説明いただければなと思いました。

それから、2つ目ですが、託送料金の割引制度のところですか。これは状況によっては直接消費者への電気料金にも影響がある話で、ぜひ、資料8-2の今後の検討案の(2)のほうですが、消費者にとってももう少しわかりやすく、電事連さんからのご報告もあつたりいろいろご説明はいただきましたが、なかなか理解するのが、設備の利用実績に応じた割合でという話も、どういう状況なのかのかわかりにくいもので、もう少しまた今後の検討の中でご説明をわかりやすくしていただけるようにしていただきたいなと思いました。基本的にはこれで賛成ですが。

それからあともう一つ、ガスシステム改革のお話です。この件に関してですが、電気の自由化検討の中で、まだはっきりしないとは言えども、電気、ガスの相互参入というのがあるというふうに聞こえてきていますよね。そういう状況にあつて私はガスの検討会をなさっているというのは聞いておりましたもので、同時進行で同じように行われていると思っていたんですけれども、基本は需要家である消費者の利益というのは最優先で検討していただきたいなというふうに思っ

ております。

自由化の検討のベースには、安全性だったりとか安定供給だったりというのは当然の前提だというふうに思っておりますもので、自由化の意義は、それ以外のところで検討していただきたいなというふうに思います。

選択ができるようになるということが私たちにとっては、非常に重要なことだというふうに思っておりますもので、中身がよくわからない選択肢を示されても選びようがないわけで、やっぱり力関係においては圧倒的に差のある消費者なんですから、事業者の方の料金規制の問題なんかも含めて重要なポイントだというふうに思っております。基本的には電気で進めようとしていることがなぜガスのほうでこずっておられるのか、多分こずっておられるというふうなお話だったように聞こえたんですが、延ばさなきゃいけないとか。どうして同時進行でできないのかなというふうに思っております。ぜひ頑張ってくださいとか、電気と同じようなスピードでやっていただけたらなというふうに期待していますということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○横山座長

どうもありがとうございました。託送料金の割引制度について非常にわかりにくいということで、またこれにつきましては、次回以降にまたご説明があるんじゃないかというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、岡崎オブザーバーのほうからよろしくお願ひいたします。

○岡崎オブザーバー

電力総連の岡崎でございます。

本日、前々回に引き続きまして、このような発言の機会を賜りましたこと、また、資料7として私どもの考え方を資料としてお配りいただきましたことも含めまして、横山座長、また、事務局の皆様方に心より感謝申し上げたいと思ひます。

それでは、お手元にお配りいただきました資料7に沿ってご意見申し上げたいと思ひます。

事務局様ご提案の法的分離に伴う従業員的人事管理に関する私どもの考え方につきましては、前々回におきましてご意見申し上げたとおりでございますが、本日は事務局資料8-5におきまして、新たにご提示いただいております立法事実と人事管理規制の合理性を中心に労働組合の立場からご意見申し上げたいと思ひます。

まず1つ目として、従業員的人事管理制限の必要性（立法事実）についてでございます。事務局資料8-5の11ページ目全体を通じてでございますが、現時点で来年の年明け通常国会にいわゆる第3弾の電気事業改正案上程が目指されているということでございますけれども、この11ペ

一頁目全体の記載内容を拝見しますと、法的分離を行う以前の、すなわち現在の発送配電、垂直一貫体制のもとでの内容・事象が記載されているように読み取れます。私どもとすれば、今般の改革に伴います法的分離によって、これまで以上に強い中立性確保策が講じられると認識しておりますが、こうした中にありまして、現行体制下において生じている内容・事象等が法的分離以降においても、つまり、法的分離を行い、かつ取締役等に対する規制も行う、これに加えて、なお従業員の人事管理制限も必要であるとする立法事実として、法改正前の問題を法改正後の問題に持ち込むということにつきまして、それが立法事実足り得るのか、私どもとしては疑問であります。これが立法事実に関する基本的な考え方でございます。

(2) でございますけれども、基本認識は今ほど申し上げたとおりなんですが、11ページ目、ざっと拝見したところ、記述内容について、一般送配電事業者の従業員がグループ会社の従業員の地位に就いている等の場合とか、あるいは発電・小売事業との兼職を制限することの一定の制限が必要ではないか等々、従業員の兼職禁止の必要性が提起されているような印象を受けます。今回、私どもとして懸念を示させていただいておりますクーリング期間設定の必要性まで含めた立法事実としては、説得力に欠けるのではないかとこのように受けとめさせていただきました。

また、11ページ目その下には、一般送配電事業に関する日常業務については、全てについて取締役が決定している訳ではなく、現場判断で実施されている部分もある云々ということでございます。この日常業務というのが具体的に何を指して、なぜ一般送配電事業者の従業員が中立性を害するおそれがあるのか、拝見したところ明らかでないんですが、そもそも事業に関する日常業務の全てを取締役が決定しているというような民間企業はあり得ないと思いますので、こういう民間企業でも普通にあり得る一般論として記載されたらと仮にするなら、これは私どもの受けとめでございますが、性悪説といいますか、送配電部門に働く従業員の悪意の存在を前提にするかのような論理展開は、立法事実として粗雑ではないかという印象を受けました。

続きまして、人事管理規制の合理性についてでございます。事務局資料8-5の12ページ目にあります。

ご提案いただいている内容は、先ほどありましたとおり、人事管理権に基づき一定の業務に従事させることを制限すると。つまり、事業者を制限するものであって、そこで働いている従業員の職業選択の自由を直接制約するものではないと。罰則等の適用につきましても、事業者に対して行うんだということでございます。

ここでいう人事管理権がいわゆる私企業の人事権を指すとするなら、それは労働者の地位の変動や処遇に関する使用者の決定権限を意味するものでございますが、人事権が、労働契約に基づく権利であることは言うまでもございませぬので、人事権に制限を加えるということは、労働契

約、その締結先には労働者が存在しますが、労働契約内容を制約することにつながりますので、例えば1人の労働者が異動の希望を出しても、それをかなえることができないといったことを通じて働く者の権利を制約し、直接的ではなくとも、ひいては労働者の職業選択自由を制約する恐れがあるのではないかと懸念をいたしたところでございます。

(2)でございますが、前々回も、公正競争上の必要性から行為規制の妥当性を論じていただくにあたっては、いわゆる利益代表者と従業員とを明確に区別して行うべき旨申し上げました。繰り返しになりますが、今回の法的分離におきまして、これまで以上の中立性確保策が講じられると考えておりますが、第3弾の法案が上程されるとするならば、その法改正による法益が損なわれてはなりません。したがって、仮に法益を損なわないように、ある一定の行為規制が必要とするならば、その範囲は利益代表者に限定されるべきであって、私どもとすれば、事務局様のご提案は過剰な規制ではないかと考えているところでございます。

今後は、ガイドライン等にかかわるご論議によるというようなご提案でございましたので、その際は、私どもが前々回、そして、今般申し上げたご意見等も斟酌いただきまして、ぜひとも労働者の権利保障に十分配慮いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

細かな話ですが、次のページであります。

まだまだ事務局資料全般を通じまして、「一定の」、「に關与する」、「影響を与えうる」、「恐れがある」、「など」、「等」のように、まだ定義や解釈が私どもとしてどう読んだらいいのかなと悩んでしまう曖昧な文言、表現も少なくございません。立法作業である以上、こういった点につきましては、明確で一義的でなくてはならないと考えておりますので、拡張解釈、拡大解釈によって多くの従業員が投げ網的に規制対象範囲になるといったことがないようぜひとも具体的、客観的なご議論をよろしくお願ひしたいと思います。

(4)でございます。クーリング期間の設定につきましては、期間の長さによらず過剰な規制ではないかという私どもの考え方はこれまで来申し上げたとおりでございます。その上でございますが、この資料の15ページ目、これは前々回の資料をそのままご提示いただいているんですが、クーリング期間について例えばということで2年間ということでございます。この点、既に現存していない国家公務員の再就職規制との比較につきましては妥当性がないということは前々回も申し上げたとおりでございますが、加えまして、中立性確保とは論点の本質自体は異なるんですが、職業選択の自由を制約する期間とはいかにという期間の有効性という切り口で考えさせていただければ、競業避止義務の期間の有効性に係る判例が幾つか出ておりますので、1つの参考に

なるのではないかと考えます。

これは、私どもとして調べさせていただきました経済産業省様ご自身で実施された委託調査結果に基づきまして、この競業避止義務期間の長さについて、職業選択の自由との兼ね合いで、近年は2年の期間について否定的に捉えている判例が見られると経済産業省のホームページでご紹介されておりました。ここで、例示とはいえ、今回例えば2年間とご提示されていることと経済産業省様自身が競業避止義務期間の有効性に関して、2年間の判例事例をご紹介されていることとの整合性につきまして明らかにしていただければありがたいと思っております。

最後になりますが、私どもとしては、電力システム改革全般につきまして、よりよい改革になっていただきたいという強い思いを持ってございます。また、改革後の環境下で私どもの立場で精いっぱい頑張りたいと考えておりますが、どういった改革でもそこで働く者の憲法上の権利等は保護、保障されなければならないと考えております。今般論点になっております従業員に対する規制のあり方につきましても、公正競争のための中立性、これはもちろん大事でございますが、憲法上の労働者の権利と比較すると、私どもとすれば圧倒的に後者の必要性が大きく、労働者の憲法上の権利を阻害しない範囲でのみ認められるべきではないかと考えてございます。

最後、おめくりいただきまして、これはこの制度設計ワーキングでのご議論の論点では直接ございませんが、私ども一般電気事業者の職場で働いている電力労働者につきましては、労働関係調整法という法が労働三法の一つとしてありますが、この公益事業規制というものに服しております。これのその他ガス、通信、鉄道、医療、水道の皆様とともに公益事業規制に服しておるわけでございますが、これに加えまして、恐らく日本の民間労働者の中で私どもだけだと思いますが、憲法上で保障されている労働三権、労働基本権の一つである団体行動権が実質的に制約されてしまっております。これはスト規制法という法律によって制約を受けているわけでございます。

私ども電力労働者は、言うまでもなく民間労働者でありますので、公務員の皆さんの人事院勧告制度のような代償措置は講じられてございません。こういった規制を受けているのはガス、通信、鉄道、医療、水道、公益事業の中でも私どもだけでございますし、今般の電力システム改革の文脈で申せば、新電力の皆様方にも一切講じられていない、唯一、一般電気事業者に働く者のみに課されている措置でございまして、私どもとしましては憲法違反であるというように考えております。

残念ながらこの制度設計ワーキングでは、この論点につきましてご論議になってございませんでしたが、ようやく第2弾の国会審議を通じまして、厚生労働者の中で電力労働者の労働基本権のあり方検討が進められることになりました。ただ、この検討の場に参画させていただいておりましても、安定供給確保のためには電力労働者の労働基本権を制約してもやむを得ないというよ

うな乱暴な議論も散見されているのが残念ながら実情であります。

申すまでもありませんが、国民にとって実りある電力システム改革というのは私どもの電力労働者の権利制約によって成し遂げられているものでは決してないはずでございまして、まさに皆様方が真摯にご議論いただいている結果の制度設計によって成し遂げられる、このように考えてございます。私ども電力関連産業で働く者も国民でございますし、生活者、消費者であります。私ども電力総連といたしましては、今回の論点である人事管理規制も含めまして、本来労働者に保障されるべき権利をないがしろにするような改革につきましては、受け入れられるものではないということを確認にさせていただき、意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、資料8-1に関してです。優先給電に関して今日コメントがありましたが、非常に重要で深刻な問題だと思います。努力したら結果的に損をするということはあってはならないことです。挙げていただいた例は正にその説得力ある例だと思いますが、それ以外にも出てくる問題だと思います。しかし私は、それを優先給電で対応しようとするのは問題だと思います。他の条件を一定にすれば、優先的に給電できるほうが経済的に有利で、とめられるほうが不利になるわけですが、一方で、出力を絞ってほしいときに機動的に絞ってもらえる電源は、そういうことができない電源に比べて本来経済的な価値が高いはず。そういう努力をした結果として、この出力調整に協力することができる場所は、経済的にペイするような仕組みを、この優先給電のルールとは別に、本来つくられているべき。そこがきちんとできていない結果として、本来高く評価される電源が経済的な不利益を得るということになっている。これが諸悪の根源だと思います。

優先給電に関しては、これから再生可能エネルギーが大量に入ってくるという状況で、出力を絞れるところは少しでも絞ってほしいという要請は当然あるわけです。むしろそういう努力、例えば設備投資をしたりしてそういうことができるようになった電源が、経済的に利益が得られる仕組みを私たちは積極的に考えていかなければならない。この委員会のマターでもあるけれども、新エネ委員会のマターでもあると思いますので、両委員会が協力しながら、今言われたような問題が決して起きないように、制度設計をこれからしていかなければならないと思いました。

次、資料8-2、それと関連するものとして資料5、電事連に出していただいた資料に関してです。

私は、資料5を最初に見たときには完全に誤解していました。前回電事連に対して電気のプロとして長期的に見て望ましい制度を提案してくれれば、ここで出てきている制度は全部巻き取った合理的な制度ができるので、ぜひ提案くださいと言ったつもりでした。それに対応してもう出てきたのかと一瞬勘違いしたのですが、どうやらそうではなく、今回の事務局案を受け入れることを前提として、潮流改善の部分だけ考えるという対応で、現行制度の抜本的改善ではなく、小手先というか現行制度の微修正できるようなものとして、今すぐできるものの改善案として具体案を出してくださったということがようやく今日の説明を聞いてわかりました。そういう観点からすれば、この短期間でこれだけの提案、2016年に間に合うような改革をここまで詰めて出していただけただけなのは感謝しています。

その上で、資料5がよくわからないので教えていただきたい。資料5の2ページのところ、基幹送電網の設備費用は、場合によっては割引の対象になるという議論はわかったのですが、その後の高圧の設備費に関して割引対象にならないという理屈がわからなかったので教えていただきたい。スライド2の下のイメージ図です。その他特高設備に関して、これはもっぱら特高で使っているものだから潮流改善とかというのがあったとしても設備費は関係ないという説明ならとてもよくわかるのですが、そうすると、その他特高設備は、高圧や低圧の託送料金にはそもそも入っていないのでしょうか。

この設備費は、私は今の今まで基幹系設備の固定費とともに高圧や低圧の託送料金原価中に入っていると思い込んでいたのですが、もしその理屈が正しいとするならば、高圧や低圧がどう発電を入れようが一切関係ない費用ということなら、そもそも高圧や低圧の託送料金の中に入っているのがおかしいので、ここはもう全部除くということを前提とした上で、全部除くから、当然割引の対象には入ってこない。こういう理屈ならとてもよくわかる。残念ながら絶対そうじゃないと思うのです。絶対そうじゃないとすると、何でここが入らないのかという理屈が私にはさっぱりわからない。この2ページのところの考え方は全く理解できず、したがって支持できません。電事連提案では割引額が小さ過ぎると思います。

それから、引き続き長期的な視野に立って抜本的に託送料金を変えるという提案についても、まだ期待しています。今回のような微修正、小手先の修正という発想ではなく、根本的に託送料金の体系を変えることによって、多くの人の希望をかなえる、より合理的な電力市場をつくる必要だと思しますので、そのような提案もまだ期待しています。逆にそういう提案がないのだとすれば、今すぐは難しいとしても、特高の設備費の半分は除くとか、そういうことも検討すべきではないかと思えます。そういう乱暴なことをいつまでも続けるべきと言っているのではなく、そういう乱暴なことをしなくても済むような合理的な提案が、電気のプロからは是非出てきて

ほしいと思っています。

それから、次に、この同じ資料8-2に関してです。今の問題に比べればはるかに小さな問題だと思いますが、13ページのところで、既契約に関して適用を除外するという事になっているのですが、私はこのコストは一般電気事業者が負担すればいいのではないかと思います。つまり発電事業者ではなく、電気を買うほうが負担すればいいのではないかと、暫定的にそうすればいいのではないかと思います。

なぜかという、仮に入札で、仮に市場メカニズムが働いて価格が決まっているとすると、もしこういう非対称性がなく発電事業者が費用を負担しなければならないということになったとすれば、その分発電事業者のコストが上がるわけですから、当然応札価格というか、均衡価格が上がることを通じて、一般電気事業者が買い取る電気の価格が高くなったはずですが。そのようなことが、ここで免除された結果として安くなっているわけですから、その負担を買い手である一般電気事業者がするのは極めて自然なことではないか。あるいはこの契約が仮に総括原価となっていたとしても、もしその総括原価が正しく計算されたとするならば、本来発電事業者にかかるべきコストが正しくかかっているならば、そのコストが総括原価ひいては売電価格に影響したはず。いずれのストーリーにおいても、本来は最終的には買い手が負担することになるはず。今の制度が自然な制度設計だとは思えないのですが、今回の場合には、だからおまけするのではなく、非対称な制度設計で利益を得ている一般電気事業者が負担する形にするのが自然だと思います。

次、8-3のガイドラインに関してです。

アンケートによると、違約金が、入札を行わない、あるいは切りかえを行わない一番大きな理由だ、というのを聞いて、そんな多額な違約金で一般電気事業者が、本来は入札すべき公益電源を囲い込んでいる。自由化された後もそんなことが残っているという状況は、独禁法上問題があるのではないかとすら一瞬思った。しかし、契約をよくよく伺うと、明示的に違約金の条項が入っているわけではないということなので、独禁法上の問題は相対的に小さいと思います。そうであればそもそも契約にもない違約金を吹っ掛けるのはおかしい。いずれにせよ、違約金が怖くて切りかえられないのは、とても健全な状況だと思えない。この点についてはガイドラインで相当明確に違約金の条件を制約すべきだと私は思います。

これに関しては、1年あるいは2年で、基本契約自体は更新されないとしても、価格は更新されるということを鑑みれば、違約金の上限はそのときに供給すると予想されている価格と市場価格の差掛ける1年分というのが上限、実際に解約を申し出て解約されるまでの期間と1年の両方を見比べて解約金が低くなるほうを勘案した上で、期間はそうした上で、市場価格と契約価格の差の分が上限であるということを書き込むべきではないかと思います。総括原価と地域独

占に守られていた時代に、規制によって総括原価で供給されるという特権を享受していた者が、この自由化の時代にもいつまでも同じ特権を享受できるというのは、イコールフットイングの観点からも著しく問題だと思うし、本来は入札でやるべきものだったということをきちんと考えて、納税者のために地方自治体が合理的な意思決定ができるように、違約金が無体にならなくなることは決してないということを示すためにも、ガイドラインとしてその点を明示したほうが良いと思います。今のままだと余りにも曖昧で、結果的には躊躇する自治体が出てくるのではないかと心配しています。

次、資料8-5に関してです。

役員の兼職、送電部門の役員の兼職については私が前回余計なことを言いましたが、今回の事務局の説明のほうが正しいと思います。確かに発電会社の子会社の役員を兼職するのは、兼職すること自体が問題なのではなく、それによって行動が歪むことが問題だというのは全くその通りだと思います。今回の事務局案でいいと思います。

ただ、この場合、事務局は相当な覚悟を持ってやっていただきたい。多額の報酬が出される場合には、何らかの監視をするということですが、これはきちんと行ってもらいたい。多額の報酬というのが、例えば今の一般電気事業者が多額の報酬だと思う場合には自主的に報告するとかということだとすると、私はほとんど機能しないと思います。一般電気事業者の多額という金銭感覚と、私たち庶民の多額という発想は著しく乖離している可能性を否定できないからです。

電気料金審査の際に、関電の社長が子会社の役員を兼任していて、多額の報酬を得ているのではないか。その結果として調達に関して甘いことをしているのではないか、査定が甘くて払わなくてもいいような額を払っているのではないか。こういう疑念を消費者から出されたときに、関西電力に対して私たちも「そんな疑念を招くぐらいだったら報酬が幾らなのか公表したらどうでしょうか」というようなことを言ったときに、関電は断固として拒否し、公表しなかっただけではなくて、私たちのような守秘義務を持っている委員にも示さなかったという事実があります。

その際に、関西電力は大した額ではない、日当程度だという説明をされた。公開データから推測すると、最悪の場合、その日当というのは7桁の報酬になるという可能性すらあるじゃないかと指摘し、あくまで情報を隠すなら外の人は関西電力の日当というのは7桁の金額だと思うかもしれないよ、それでも出さないのですかと言っても、それでも断固として関西電力は情報を出さなかった。料金審査という許認可の状況ですらそういう情報がほとんど出てこない。にもかかわらず、本当に行政がきちんと監督できるのかについては、若干の疑問があります。このような提案が出てきたというのは、相当な覚悟でやるということをお願いしたいと思っています。この点については誤解のないように、行政の監視というものに対して相当に信頼してこの案を認

めるのだということをきちんと認識していただき、信頼を裏切らないようにしていただきたい。

次、その8-5に関して予備力について中野委員からご指摘がありました。再生可能電源の普及に伴って、そうでないときよりも必要な予備力は増えるかもしれないというのは合理的だという点は、前回は申し上げたつもりです。その議論を広域機関ですというのもあり得る選択肢だと思います。その前に、そういう要素がなかったとすれば、ベースとしてどれだけ必要で、さらに再生可能電源の普及に伴ってこれだけ増えるという議論をするわけだから、ベースとなる議論がいい加減だったら意味のない議論になってしまう。そのベースの議論も決して落とさないようにしてください。

ただし、前回、今までの行動と電事連が出した試算はコンシステントなのかということを追々説明してくださいと言って、もちろん今回も説明はなかったわけですが、そのような明確な説明なしに安直にそういう議論を始めるのではなく、そのような議論が始まるまでには、ぜひ明確な説明をお願いします。

最後にガス改革に関してです。ガス改革に関しては、この委員会の委員の中でガスのほうにも関与しているのは私一人です。ガスの委員会で、非常にクオリティーの低い議論をしていると、ていたらかな議論をしているという批判があるとすれば、そのような批判は私も受けなければいけないと思います。その点については、この委員会の委員の皆様にも、更には国民の皆様にもお詫び申し上げます。

私としては、確かにこの委員会で指摘されたことはもっともだと思います。稲垣委員がご指摘になったように、こういう理由で問題があるとの発言があったとしても、それは本当に理屈にあることなのかどうなのかということを中心に議論して、理屈のないもの、怪しげな理屈しかないものは除いていくべきというご指摘は全くその通りだと思います。委員会の席でも私はずっと言い続けてきたつもりではありますが、力及ばずそのような議論が横行するのを許してしまっていたらしくをお詫びします。ここで今回事務局が出したのは、こういうことを言う人もいるということを示していただいたということであって、ちゃんと理屈のある話をしていただこうかということについては一切言っていない。少なくとも私には理屈が全く理解できないけれども、強硬に先延ばしを主張する意見も確かにありました。

それから、てこずっているという点に関して全くその通りで、この点もお詫び申し上げます。理屈のある議論が対立して議論が紛糾しているということであれば、私としても、こういう意見とこういう意見があり、その結果としてこういう難しい問題がある、だから手こずっているが慎重な議論をしている結果であると、本来私は辰巳委員にも説明しなくてはならないし、あるいは国民の皆さまにもこういう理由でてこずっているということを説明しなければいけない立場にあ

ります。しかし、私は、残念ながらなぜこずるのか、なぜ先延ばししなければいけないのかの理由が全くわからないので、この場で私の口から説明することができません。そういう意味で、委員としての役割を果たすことができていないことを重ねてお詫び申し上げます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、寺島委員からお願いいたします。

○寺島委員

ありがとうございます。本日も盛りだくさんの論点の中ではございますけれども、私からは3点お話をさせていただきたいと思います。1点目、2点目については、主に第2段階での託送制度に関するもの、3点目につきましては、今後の制度設計の課題についてちょっとお話させていただければと思っております。

1点目ですけれども、託送制度全般についてでございます。資料8-2では低圧託送の件につきまして、先ほど来からもいろんな委員の方のお話がありましたけれども、潮流改善効果については今回導入するにしても、設備の利用実態に応じた割引というのは引き続き慎重な議論をしていこうではないかと、現時点ではということでもありますけれども、現時点ではその方向性というのは私は妥当な提案ではないかというふうに思っております。

そもそもこの問題は、欧米の事例なども参考にやはり私も松村先生と同じように、抜本的な託送制度のあり方議論が行われるべきであって、その中で結論を出すべきであり、ここで軽々にやるべきではないのではないかというふうに思っておるところでございます。

電力の財の特徴から考えて、発電側にしても需要側にしても、ある地点でネットワークを接続して、そこで電気を流入または引き出しているというのが私はこれが利用実態ではないかと思っております。確かに超高圧、特別高圧、高圧、低圧という電気の流れや遠隔地の電源立地から大需要地への流れという意味での潮流は、これはあることで確かですので、その部分での潮流改善効果というのはわかりやすいところであると思えますけれども、どこから来た電気だとかどこへ送る電気だとかということをもって利用実態だとして、それを特定することは電気の場合は僕らはなじまないのではないのかなというふうに思っております。

ともすると、この利用実態というのが個々の発電事業者から生み出された電気の流れる経路を特定するものというような意味で捉えがちであること、このような考え方に基づいて託送制度をつくるということは、かえって本当の利用実態を反映せず齟齬が生じてしまうのではないかというふうに思います。その点では、資料8-2の7ページ目でしょうか。幾つか例示があることも

ありますので、もし将来この議論を続けて見直しがあるのであれば、抜本的な見直しをしっかりとやるべきことではないかと思っております。

抜本的な見直しに関連する話ではありますけれども、資料8-4の転売時等における発受のひもづけの議論も私はこれも根底には同じものではないのかなと思っております。ここでもやっぱり経路の特定というのを過剰に思考しているように思っております。均一性のある電気というものの商品の多様な取引結果の合計値がいわゆるネットワークの中での合計の潮流として流れていることも考えれば、その取引の過程で逐次ひもづけの管理を意味する意味合いはないのではないかというふうに思っております。その意味でも、今回のご提案のあった3つの選択肢の中では、ここは託送供給についての合理的な法解釈をうまくいただくとか、さらには事業者、ネットワーク事業者側の業務負担の軽減等幾つかの配慮しなければならないことが残るものもどうにか工夫して、やはり総合的に勘案すれば選択肢3で進むべきではないのかなというふうに考えております。

なお、この件では、先ほど東北電力さんの中野委員さんからも連系線の管理の混雑管理の問題ということも非常に重要なんだなというお話がございました。私はその件についても同感でございます。ただ、ここについては、何回か前になるんでしょうか。いわゆる連系線の混雑管理が逆潮流がなくなったことにより、ある方が混雑処理を受けるようなことにつきましては、いわゆる実需給断面、前述の計画を出した以降は、それは計画同時同量の導入も踏まえて原因者負担で対応するというので、ひもをつけなければ混雑処理ができないというようなことにならないようなやり方をとろうではないかという議論がここで行われたことを記憶しております。

先ほど来のスポット取引から時間前市場に移行するところは、まさに実需給断面の世界でございますので、その件での混雑処理というのはいろいろな工夫をしていく中で対応していけるのではないかというふうに考えておるところでございます。

2点目でございます。2点目は、8-1の資料の広域機関ルールの先着優先ルールに関して一言申し上げたいと思います。

これは、現行のESCJルール、すなわち当時も私、十数年前になるんでしょうか。ESCJのルール策定に私もかかわった一員として記憶にあるんですけども、これはまさに軽負荷時のいわゆる水が放水のときに水力発電所等々で、水を無駄にしないで、逸水しないで使おうじゃないかと。そういうときの供給力余剰時に、さはさりとして長期固定電源というものの抑制は回避しなきゃいけないというようなところからの方策として、では誰を絞るんだという順番としてこういう順番が上がってきたというふうに考えておまして、これは個々の電源の特徴やその中には、余力については市場でしっかり活用すべきだというような議論も入っておりますので、そう

いうものも考慮したものとして、一定の納得感、経済合理性という問題も多々あるとは思いますが、けれども、納得感がある中で、その中で今回専焼バイオマスについて、ないしは混焼バイオマスについて、その差についてはいろいろ問題があることは何人かの方からお話がありましたので、その点については、細かい点であるとは、失礼、細かいと言ったら怒られるかもしれませんが、大筋ではこのバイオマス関連のものがこの位置に入るのではないのかというところについては納得感があるところではないかなというふうに思っております。

しかし、このE S C Jルールというのは、私当時設定したときも記憶にあるんですけども、少なくともこれは既存の電源構成をショウヨとしたものの中でどういう順番で抑制しようかということを経験とした議論かと私は記憶しております。ところが、その点では昨今このところ、新エネ小委員会で行われている議論は、いわゆる最大限の再エネ導入に向けて他の電源を抑制するという議論になっておるのかなというふうに思っていて、既存のものではなくて、導入に向けての抑制という話でちょっとことが異質なのかなというふうに考えております。

もちろん再エネ導入という政策的課題と電力システムという政策的課題がバランスのとれたものになっていなければいけないということは、これは先般、回避可能費用の設定のところでも私申し上げたところがございますけれども、そのバランスをとっていくということについては、よくよく留意すべきではないかというふうに思っております。ここは電力システム改革の目的として、この制度設計ワーキンググループで取り組んできたこと、それはすなわち安定供給と効率的な電力供給の確保の観点、さらには需要家の選択肢の自由や事業者の事業拡大という観点、そして、取引所の活性化や広域的なネットワーク利用といった観点、これらの問題という観点、それと再エネ導入というのが整合的に行われていく必要があるのではないかというふうに思っております。我々制度設計ワーキンググループとしても、新エネルギー小委と連携して適宜この問題に取り組むことが必要なのではないかというふうに感じているところでございます。

3点目は、今後の制度設計の課題についてでございます。

この制度設計ワーキンググループも本年6月以降、6回開催してきたわけであり、その検討状況や今後の論点などについて参考資料として事務局さんに今回整理していただいたことについては感謝するところでございます。資料を拝見させていただきまして、これまで多様な論点について取り組んできたことを思い出すとともに、まだまだ整理すべき重要な課題があることを改めて痛感しているところです。中には大きな方向性が既に示されている課題もありますけれども、細部を見落とすと、結果として大きな方向性を見誤ってしまうこともあるのではないかと。その辺では、よくよく注意していかなければいけないのかというふうに考えております。

その中でも特に留意しなければならないものというふうに思っているものは、2点あります。

1つは適正取引ガイドラインを初めとした各種ガイドラインの整備であり、もう一つは規制機関の整備ではないかというふうに思っております。いずれも平成20年4月からの全面自由化に向けて欠くことのできない重要な制度設計のアイテムであるというふうに思います。このうち規制機関については、恐らくはしかるべき時期になれば経産省さん、エネ庁さんのほうからその準備状況についてご報告があると思っておりますが、もう一つ各種ガイドラインの整備につきましては、我々の制度設計ワーキンググループが主体的に取り組む課題ではないかというふうに思っております。ここは事務局様へのお願いとなつて恐縮なんですけれども、早い段階からの取り組むべき次回以降のワーキンググループ議題の整理によりしくお願いしたいというふうに考えております。

以上、3点でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。5つぐらいあるのですけれども、コメントさせていただければと思います。

まず、8-2の託送であります。今回8ページ目でいただいた今後の検討方式というもので私もよろしいんじゃないかと思っております。つまりそもそも電源の不足地域に立地する電源に対して、潮流改善の結果として生じる損失率の低減効果をキロワットアワーで評価するというのが潮流改善の現在の制度のものだと思いますけれども、その制度を引き続きやりつつ、抜本的な見直しというお話もありましたけれども、託送のあり方というのをこの機会に、一回何が理想的なあり方なのかということも含めて議論するというのはいい機会じゃないかというふうに思っています。

そういう観点で言うと、今回電事連でいただいた資料がこれを受けているように見えて、若干違う内容のご提案をされているのかなというふうに思います。これまでの制度というのはキロワットアワーの評価だったんですけれども、ここでキロワットの話がされています。ちょっとよくわからなかった点は、今回低圧に関する話というのは、特に分散型電源の中でも間欠性が高いものが非常に進んでいる中での議論ですが、これらの電源はこれまでの発電機と比べると耐用年数というのは極めて低いものだと思うのです。そういう性質をもつ分散型電源の導入がどれだけ従来型電源に対する投資抑制の効果につながっているのかというのは、今一つ理解ができないかなと。本当に今回ご提示のキロワットの評価というのは正しい評価の仕方なのかというのは、議論の余地があるのではというところなんです。

ただ、これまでのアワーの評価というのはそれなりに理がある話ですので、この実績がどうだったのかという評価も踏まえて頂き、ではキロワットの評価をすべきなのかという議論をステップ・バイ・ステップでやっていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。それが1点目です。

次は資料8-3でいただいていたガイドラインにかかわる部分なんですけれども、私もこうしたガイドラインをつくることの意味というのは重要なのかなと思います。他方で、先ほど児玉委員かもしれませんけれども、入札の話があったんですけれども、これは結構ありがちなと思います。つまり地方公共団体で例えば土木の調達とかを考えると、実績を入れるというのは極めて普通の話なのかなというふうに思いますし、それを単純に電気の調達に当てはめると、なかなか競争的な調達ができないというご指摘はあり得るのかなと思います。とりわけ今の土木では、最近では地域要件とかより強まる方向で実は法改正が進んでいるので、ある意味、よりこの電源の観点でいうと競争性がなくなる方向に彼らの土木のほうをまた使うと、そうなっちゃうのかなというふうに個人的には思いますので、これ多分何らかの形で売電の調達は、そうした土木の調達とは違うということを発信していく必要があるのでは思いました。それが資料8-3であります。

資料8-4ですけれども、自己託送の中にネガワットの評価を入れていただき、緻密な案をつくっていただいたなというふうに思います。

その中で、ページでいうと30ページですけれども、今回ご説明の中になかったんですけれども、方式1、2というのを示していただいています。とりわけ方式2を入れていただいたというのは大変いいことだったなというふうに私も評価しております。とりわけDRが対象とする需要家によっては、実は方式2がメリットがあるケースというのはあるだろうと。特に産業用DRなんかというのは恐らくその可能性があるのかなと。これはぜひ方式1、2というのはDR側で選択ができるという形にしていいただければなというふうに思います。

1点ちょっと思っているのは、需要抑制BGの下にDRがぶら下がっている形になっていると思うんですけれども、さまざまなDRの種別、産業用、業務用の種別のDRがぶら下がっている場合に方式の1と2で混在する可能性はなきはしないかなと。そうするとき需要抑制BGの中でどういうふうな形にするのかというのは1点気にはなっているんですけれども、ちょっとそれを除けば、こういうふうな選択方式にされたというのは非常によろしかったのかなというふうに思います。

残りは細かい点なんですけれども、8-6でガスシステム改革について今回触れていただいたというのもよかったというふうに思います。ぜひガス制度の整合性というのは非常に重要だと思うんですけれども、他方で異業種の観点からガス事業の魅力というのをさらに引き上げるような

改革につながっていかないとよろしくないですし、それというのは、やはり電力との相互参入とか、そういうものが進んでいくような形じゃないといけないという意味では、ある意味両方とも並行して制度のコンシステンシーというのは見ていかないといけないと思い、今回ご発表していただいたのは大変よかったなというふうに思いました。

また、スポット市場に関して、資料6で今回365日開場という方向でご検討されたということをお聞きしました。このシステム改革において、今後卸市場の果たす役割というのは、従来以上に非常に重要性が増すということだと思います。まだ議論されていない論点で、多分卸市場が核になる部分というのは議論の中に出てくるんだと思うんですけども、ぜひ手数料も含めて使い勝手がいい制度にしていけないといけませんから、そうした観点をきちっとある種議論できればいいと思うのです。議論の対象と本来しないところで制度の都合で実務がうまく進まない、せっかくいい制度をつくっても、何かが足りなくてここにきちっと皆さん玉を出せないというのでは困るので、そういう意味でいうと、使い勝手のよさという観点も含めて、一回包括的に議論するような場があってもいいのかなというふうに思いました。

とりあえず以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。電事連さんの説明のキロワットの評価についてのご質問もありましたので、祓川さんと同じようなご質問かと思っておりますので、また後でお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、林委員からお願いいたします。

○林委員

ありがとうございます。私は資料8-2の低圧の託送の話についてコメントさせていただきたいと思っております。

まずは8ページの(1)、事務局案にありますけれども、潮流改善による割引は皆さんもうここに対しては誰も議論がないので、もうこれは進めていただいていた方がいいと思います。一方、(2)の設備利用に応じた割引ということですが、これはいろいろな議論があると思うんですけども、この低圧託送をしっかりと議論してやっていくというのは非常にいいと思う反面、そうした場合、2016年4月の小売全面自由化に対して、例えば(1)のロスの改善分しか託送割引がないということで本当にいいんでしょうかという社会的なこのシステム改革の結果として、そこに間に合うのか間に合わないのかという危惧があります。

ですから、言いたかったのは、メリットとデメリットがやっぱりあるのではないかと。低圧託送の制度設計云々をしっかりとやるとなると、時間はどうしてもかかると思います。皆様ご承知の

とおりに分散電源の方もいますし、コジェネの方とかいろいろな方がいる中で、やっぱりしっかり納得するとどうしても時間がかかると、そこがおくれて、結局ロスだけの割引だと、そもそもどうなのかなと思ひまして。前回、圓尾委員からもお話があったように、例えば電力需要が多いところに高低圧の分散電源があれば、当然キロワット価値は換算するとは思いますが、上位系統の基幹系統でアンシラリーを供給する設備の投資の抑制には、貢献しているのは事実だと思っております、そういうのをしっかり組み込む話は何かあるのかなと思ひました。

例えば資料8-2の7ページの左側の下の(2)の図があると思うのですが、これがなぜ難しいかという、左側に電源側として特高、高圧、低圧がありまして、右側の需要も特高につながっている需要、高圧につながっている需要、低圧につながっている需要と考えますと、この組み合わせですね。託送の組み合わせは3掛ける3の9通りであることとなりますよね。そうすると、この9通りで例えば納得できる話、この吹き出しがまさにそうだと思うのですが、上を整えれば下がずれる、下を整えれば上がずれるという矛盾を圧倒的にはらんでいる中で、私が危惧するのは、ここでのひもづけみたいな話をしてやるのをがらがらぼんにして低圧託送の話をやるとしたら本当に時間がかかるなという気がしたので、それだったら、例えば参考的なイメージとして上位系に関する寄与による託送割引の話に集約してしまっ、あまり高圧、低圧のどこにつながっている云々というよりも、例えば資料5の2ページですか、電事連が出しているのが私、これがいいということは全然全くないのですが、絵が結構少しいかなと思ひしたのは、投資抑制に係る評価のイメージで、要はアンシラリーを供給する上位からはやっぱり恩恵はこうむっているんだけど、低圧とか高圧に電源を置けば、それに対する設備投資は抑制されて上位系が助かっているということであれば、上位系に対して助かった分を託送割引で、どれくらいかはちょっとこれまた専門の先生方の皆さんで議論していただければいいのですが、その割り戻すというほうが何となく下のこの細かい議論というか、もめる議論というんですかね。

(2)のさっきの組み合わせですかね。3掛ける3の9の組み合わせをやるよりは、何かすっきりして、パラメータみたいに評価できたり、議論できたりする値が結構ここに集約できてくるとい意味ではシンプルなんじゃないかと思ひたんです。

申し上げたかったのは、ちゃんとやらなきゃいけないというスピード感、2016年4月の小売自由化がある中で、やっぱりそれなりの分散電源を利用した方々はいろいろビジネスも考えられているということもある中で、この委員会の役割というのは実は結構大事で、やっぱりスピード感も必要だし、でも、ロスだけの割引でいいのかというと、そうではない。では、低圧の託送を真剣に議論して、それを間に合うのかというと多分間に合わないんじゃないかなと思ひています。皆さんにコメントを逆にいろいろいただきたいなというふうに思ひています。

あともう一点、託送というのは多分皆様ご承知のとおり、例えば、低圧の負荷の方が負担が軽くなれば特別高圧負荷の方の負担が重くなるというふうに、要するに誰かが楽になれば、誰かがコスト負担になるということが必ずあるので、そこもそれぞれの方々がちゃんとご意見を言っていて、やるなら徹底的に議論してやるし、そこら辺はここ本当に本丸で、今後多分いろんな点で低圧の話は大事になってきますので、そこを議論いただければというふうに思っています。

以上です。すいません。

○遠藤委員

ありがとうございます。私からは大きく3点について意見を述べさせていただきます。

まず、8-2の資料ですけれども、託送料金の割引の件ですが、事務局の案にもありますけれども、潮流改善効果に着目して割引を導入することは当然だと思っています。一方で、設備の利用実績に応じた割引については引き続き検討ということですが、先ほどから議論になっています電事連さんの資料を見ると、託送費への影響というのが少なからずあると思われるので、エリアを見直すようなことも含めて、ワーキングできちんと議論をしていただきたいと思いますと考えております。今の割引制度だと、電力会社さんのほうからエリアなどは提案されるということになっているようですけれども、きちんとワーキングの中でも議論をさせていただければと思います。

その電事連さんの案について1点申し上げたいのですけれども、今回の試算では、基幹系統に接続している電源というのが近接性評価の対象外となっておりますけれども、これは少し強引なのかなと思います。基幹系統に接続された電源でも潮流改善に貢献しているものというのはありますし、そういった電源は現在、近接性評価の対象となっているというわけですので、今後も継続すべきだと思っております。

どういった電源を対象とするかという観点で言いますと、例えば総括原価で回収したような古い電源まで対象とする必要はないと思いますけれども、これから新設する電源あるいは現状で適用対象になっているような電源については、少なくとも継続する必要があるのではないかと考えております。これが1点目でございます。

それから、卸市場の活性化に向けた地方公共団体の契約のガイドラインについてですけれども、今回このガイドラインを整理していただきまして、事務局の皆様にはお礼を申し上げます。このガイドラインでは、考え方として既契約の解消に向けて当事者が誠実に協議することの必要性あるいは解約に伴う補償金に関する考え方というのが整理されておりまして、これまで特に公営水力の電源切り出しがほとんど進まなかったのですけれども、これによって最大の課題が解決されるということで、卸市場の活性化につながるということを大変期待しております。これについては、まずは自治体さんに動いていただかないといけませんので、ぜひこのガイドラインに基づい

て速やかに協議を提起していただきたいと思っております。それから、売電契約の見直し状況については、今、このWGの中でもモニタリングを実施していただいているのですけれども、ぜひこれを継続して引き続き進捗状況に対する評価を行っていただきたいと思っております。

それから、最後に、同時同量の資料8-4についてですけれども、まずインバランス料金の単価の速報値について前回要望を差し上げましたが、短時間でご検討いただき感謝を申し上げます。ぜひ実現に向けて進めていただきたいと思っております。

それから、電源のひもづけについてですけれども、これは現行の制度や仕組みとの整合性などいろいろな制約がある中で具体的な提案をしていただきまして、ありがたく思っております。それから、系統利用者の負担あるいは取引活性化の観点を重視するというお考えを示していただいたことについて、本当に感謝申し上げます。今回提示された選択肢の中では、それらの観点で見ますと、やはり選択肢3というのが最も望ましいものだと考えております。選択肢2について言いますと、広域機関が自動的にひもづけを実施するのですけれども、それに基づいて通告変更するというのは結局系統利用者がひもづけに基づいて行わなければいけませんので、その手間というのは、どちらかというと選択肢1のほうに近いのではないかと考えています。これは系統利用者の負担軽減には余りつながらず、望ましい選択肢ではないと考えております。

今後については、まずこのワーキングの中で選択肢を決定していただいて、詳細なルール化あるいはシステム開発について広域機関のほうに引き継ぐという進め方をお願いしたいと思っております。

それから、先ほど稲垣委員のほうからスイッチング支援システムのスケジュール管理についてご意見をいただきました。また、激励の言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。ご意見を準備組合のほうに持ち帰りまして、さらにスケジュール管理を徹底していきたいと思っております。納品については来年末ということで計画しておりますけれども、電力会社と新電力との接続試験あるいは電力会社の中でのデータ移行のスケジュールを調整いたしまして、全体のスケジュール管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。大きく3点お話をさせていただきます。

1点目は、先ほどから再三話題になっている資料8-2の託送料金の割引に関してです。私も、事務局提案にある全面自由化のタイミングで潮流改善効果に着目した割引をするということから

始める、というのに賛成します。ただ、設備の利用実績に応じた割引に関して、どうやったら良いのだろうと前回のワーキング以降考えたのですが、頭が悪くてなかなかこれという案をお話できません。寺島さんがおっしゃったように、やはり抜本的な見直しをやらざるを得ないのか、と少し考えています。

いずれにしても、児玉オブザーバーがおっしゃったように、これだからやるのではなく、時期を明示し、いつまでにこれを詰めるということを決める方がいいのかなと考えています。というのが1点目です。

それから2点目は、8-3の自治体の水力等の入札の件です。10ページのアンケート結果を見ると、一番上にある違約金の問題は先ほど松村先生がおっしゃった通りなので特段繰り返しません。二番目以降の理由を見ると、理由じゃない理由が並んでいるというのが正直な印象です。ありていに言えば、自治体が若干さぼっているんじゃないかと、本来であれば入札すべきものをさぼっているんじゃないかと受けとれる理由が並んでいると思います。したがって、総務省マターなのかかもしれませんが、経産省からも自治体にしっかり働きかけをしてほしいというのが1つ。それから、これも何人かの方がおっしゃいましたが、新規参入者にとって入札の要項が厳しい項目になるというのは、自治体がやる入札でよくある話なので、それに対してのモニタリングも今後は必要になってくるかなと思います。過度というか、合理的な理由なく過去の実績が優遇される入札にならないように、気をつける必要があると思っています。

それから、ガスシステム改革に関してです。まず、ガス会社さんの過去の収益状況や経営のあり方を思い起こしてみますと、昔は、電力会社さんも一緒ですが、配当所要利益ぐらいしか利益が出ない、一株利益でいえば5円ぐらいを維持するという状況だったと思います。1990年代までそうですね。もっと端的に言うと、利益が出るような局面でも場合によってはコストを費やして利益をコントロールするというような状況が正直あったと思います。これは公益事業者としても当然よくない行動ですし、民間企業としてもよくない行動だということで、届け出料金が導入されたぐらいのタイミングでその辺の企業経営のあり方が改められ、その結果、利益水準がすごく伸びてきました。例えば東京ガスさんを例にとると、一株利益は当時5円ぐらいだったのが、今は30円を超える状況まで利益水準は拡大しています。その利益が出ていること自体は、企業努力の結果という受けとめが当然できますから否定するものではないと思うのですが、これだけ利益が出ているということ、逆側では、この資料の中にあるように導管部門の中立性の検証をきちっとやる、証明するということが必要不可欠なんだろうと思います。当然電力に関してこれだけのことをやって、送電線、流通部門の中立化というのを図っているですから、ガスの委員会ですら議論をされているのか知らないで申し上げるのは失礼かと思いますが、松村先生

初め委員の方が納得するような中立性についての説明がされなきゃいけないと思いますし、会計分離とかで説明し切れないのであれば、電力と同じように法的分離というものも視野に入れて議論をきちっと詰めて、目的とするところは中立性の証明をやらなければいけないだろうと思います。

もう一点、これもすみません、ガスの議論をちゃんとフォローしていないので、議論されているかもしれませんが、電力で再三議論していた広域機関に相当するものは、ガスのほうでは何か議論がないのでしょうか？というのが素朴な質問でして、つまり今後は電力のほうで送電線ですとか連系線ですとか流通部門の整備に関して、日本国としてどうあるべきかというのを第一義に置いて、そこから場合によっては指示、命令も出せるような広域機関の役割が期待されているわけですが、ガスの導管整備だって同じだと思うのです。それに関して電力の広域機関のような役割を担うものがあるべきかなと思うのですが、特に資料の中にはなかったもので、今後議論を進める中では意識していただければ良いのではないかなと思った次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖委員、お願いいたします。

○沖委員

私からは、まず託送料金の割引についてなんですけど、電事連さんから出た資料の中で、今回投資抑制に関する評価という新しい話が出ていますが、これはいかにも送配電事業者的な投資という考え方から出ているのは非常にある意味素直な意見かなというふうにはちょっと思っているんですね。その中で、遠藤さんもちょっとお話ししましたが、基幹系統に接続する電源の場合の割引がないというのをちょっともう一度頭を切りかえてといいますか、少し考えていただく余地があるのではないかなというのがまず1点ございまして、これを少しもう一度再考いただきたいというのが1点です。

それから、同じ資料5の4ページですけども、まとめのところにちょうど投資抑制とロスの合計を出しておりますが、その上のところに丸が3つありますけれども、その中の3つ目の「他エリアに振替供給される電源については、割引の対象外とされます」ということになっているんですけども、これはたしか需要地近接性の場合、そちらのエリアの需要地の近接性ですから、当然対象外になるのは当たり前なんですけども、そもそも投資抑制の場合ですけども、これはどこの需要に電気を送るかということよりも、その電源を置いた場所において決定的に投資抑制の効果というのは出てくると思うんですね。例えばですけども、需要地が非常に需要が伸びていて、

送電線の容量が非常にふえてきたので、新しい送電線をつくらなくちゃいけないというときに、その近くに電源をつくれれば当然送電線の増強が何年間おくらされるというような話になるわけですから、その電気がどこに行くかという話は別だと思うんですね。そういう意味では、振替供給される場合は、全てもう対象外というのはいかがなものかなと。この辺も設備抑制の場合は少し違うのではないのかなと思うので、これも少しご検討いただけないかなというのがあります。

あと、このロスと設備抑制の件ですが、どちらももともと潮流改善がそもそもの原因といえますか、それが発端になる考え方ですので、よく考えてみると、同じような発想で結局出ているものであることは間違いないので、その辺をどういうふうに今、この見直し案で一応下に試算条件が出ておりますけれども、非常に似たようなところが発生したものだと思うので、この辺の試算の条件なんですけど、やはりもうちょっとわかりやすいというのは大変恐縮なんですけど、その辺を明確になるような形で、試算の仕方についても我々素人がわかりやすいようなちょっと工夫をいただければ大変ありがたいと思います。まず、8-2については以上です。

それから、公営水力の件で、今8-3のアンケートをいただきまして大変ありがとうございます。我々のほうでは、実はもう6年も7年も前から自治体とはいろんなお話をさせていただきながら、何とか切り出しはできませんかというお話はずっとやってきたんですが、もともとこの公営水力さんの例えば10年とか15年の長い契約が今現在あるんですけども、これは平成21年度に終わりました経過措置の見直し、卸電気事業者の15年が終わった後の経過措置の後に実際どうやって電源を売っていけばいいかというときに電力会社さんと相談をして、とりあえず総括原価に基づくような形の値段で、あと10年、15年とりあえず基本契約を結んでおけば安心ねという話で結ばれたのが実は本音であると思いますし、実際それが今続いているんですけども、そういう意味でいくと、これだけの今自由化が進み制度が変わってくる時期というのは、その当時想像もしていなかった話ですから、今こういったことを含めてですけれども、その当時の契約があるから契約変更ができないかという話を含めてですけれども、今回のガイドラインは非常に有意なものであると我々は思っています。

そういう意味で、東京都さんのお話も含めてなんですけど、ぜひどういった形で補償金のことをやるかというのを今回のような具体的な例をガイドラインにされるというのを進めていただくのは、大変我々としてはすばらしい考えだと思っていますので、ぜひこれをもう少し具体的に推し進めた形で、安心して契約が解除できるような形で進めていただくことを実は先ほどもどなたか委員の方でお話ししましたが、総務省とうまくつながりを持ちながら、強く進めていただければ大変ありがたいなと思っています。

それから、最後に資料8-4の例のひもづけのお話ですが、前回も私のほうでいろいろとお話

させていただきましたけれども、結論から申し上げて、多くの方がちょっと押ししております選択肢3ですね。これをぜひお願いしたいと。先ほど東北電力の中野委員さんからもいろんなシステム上の問題だとか連系線のいろんな運用の問題で、いろんな負担が発生するというお話、現行の託送制度では当然あり得る話だと思っているんですが、やはり市場の活性化だとかそういったことの大きな目標を考えていただいた上で、何とかその問題をクリアできるような意味で、ぜひこの選択肢3を進めていただくことを我々のPPSとしてもお願いしたいと思っています。

特にこの資料の17ページの星取表ですけれども、評価軸ということで活性化の話だとか連系線の利用とか、あるいは託送制度との関係とかいろいろ書いてはあるんですが、当然現行の制度でいけば選択肢3が三角になる部分、当然あって当たり前かもしれないんですが、これについても例えばですけれども、最後のほうにあります事業者間の精算との整合性がありますね。これは当然一般電気事業者の送電部門の間の精算のお話だと思うんですが、これにつきましても、量的にどれだけあるかはちょっと別なんですけれども、これは一般電気事業者間でのやりとりのお話ですので、ぜひそれも工夫いただければ問題としてはこの三角も丸になる可能性もあると思いますので、その辺はまた中でいろいろ協議させていただきながら、選択肢3がどうやったらうまくいくかということを送電部門を含めまして、ぜひ一緒に協議させてもらいたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員、お願いいたします。

○瀧本委員

中国電力の瀧本でございます。私からは大きく3つぐらいお話をさせていただきます。

1つ目は総括的な話でございますけれども、今日の資料の最後に総括表ということで、本年6月以降のこのWGにおける検討と今後の作業というペーパーをまとめていただきました。これによりまして、議論の全体像が把握でき、何が決まったのか、そして、今後の検討事項として何が積み残されているのかといったことについて、まずもってここで共有できたというふうに思っております。資料を作成いただきました事務局の皆様に厚く御礼申し上げる次第でございます。

この資料を拝見いたしました感想としては、これまでこんなにたくさんの課題があったんだと、これを議論してきたんだという思いと同時に、また今後検討すべき課題というのも数多くまだ残されているということを改めて認識したということでございます。特に課題ということになりますと、再生可能エネルギーの導入が今大きく拡大している中での送配電部門が確保すべき予備力

の考え方や必要量、あるいは中長期的に安定的な供給力を確保するための容量メカニズムの問題といった安定供給を確保するための仕組み・ルールといったことがあり、これについては、電力システム改革を進めていくに当たっての懸念、課題を払拭していくために引き続き検討が必要な重要な事項であろうというふうに認識をした次第でございます。

また、このワーキンググループの直接のミッションということではございませんけれども、電力システム改革を実効的なものにしていくためには、供給力が十分に確保され、需給状況が安定しているということが重要であるということがございます。そのためには、原子力のプラントが順次稼働していくということが必要であるということは、私どもとしては申し上げておきたいというふうに思っておりますし、加えて新たな電力システムと原子力政策を整合性を持ったものにしていただく必要もあるというふうに考えてございます。現在、原子力小委員会におきまして原子力の事業環境整備について鋭意ご検討いただいているところでございますけれども、再来年4月ですね、小売の全面自由化に先駆けて道筋をつけていただき、民間事業者として予見可能性を持って原子力事業に取り組んでいけるようにご配慮いただければというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私ども電気事業者といたしましては、真にお客様の利益につながる改革ということが重要というふうに考えておりまして、これは今まで申し上げてきたとおりでございます。地域のお客様からは、今回の改革が私たちに何をもたらすのかと、こういった声もいただいているところでございます。電力システム改革を進めるに当たっての課題や懸念に対する方策の実現度合いをしっかりと確認、検証し、柔軟に改革を進めていただくよう改めてお願いする次第でございます。

私どもとしても、小売の全面自由化というのが目前に迫っておるということでございますので、競争本格化への備えを一層加速化するとともに、各社で切磋琢磨をし、さらなる創意工夫を重ねることでお客様に選択していただけるよう全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

なお、本日資料8-6でご説明があったガスシステム改革の件でございます。ちょっと立場上申し上げるべきかどうかというのがありますが、一言だけ申し上げたいと思います。

これまでもガスシステム改革小委員会には、電力オブザーバーも参加しており、そちらのほうで申し上げているとおりでございますけれども、導管利用の中立性確保ということが形はともかく現実問題として、よりスピード感を持って実効性のある形で担保されていくということが必要と考えてございます。我々は新規参入者になるわけですけれども、それと既存の事業者さんが公平な競争の環境下のもとで切磋琢磨できるような環境整備を行われることが重要と考えておりますので、小委員会での議論の成果を期待したいというふうに思います。

それから、2つ目でございます。

2つ目は発電・小売事業者の子会社の役員の兼任の件について、松村先生からもお話がございましたが、私どもとしても、今回ご当局のほうから提示されました方向性に則り真摯に対応してまいりたいというふうに考えてございます。ここで必要に応じて公表を行うという話につきまして、この「必要に応じて」というのがどういうことなのか私どもで推測するには、現に行為規制に逸脱するような行動がとられたということが確認された場合に、ご当局のほうで個人情報保護の観点等にも配慮を当然されるんでしょうけれども、そういうことを踏まえた上で必要な情報が公開されてくるというふうな理解でございますが、これは今後の具体的な話の中での議論かなというふうに受けとめております。

それから、地方自治体の売電契約に関するご意見、それから、期待というようなものも多数出たかというふうに認識をしております。私どもは地方公共団体様から供給していただいている電源、今かなりの部分が水力発電ということになりますけれども、戦後こういう形で事業が始まって以来、ずっと安定して電力をお届けするために大変重要なものとして大切に使用してまいったという電源ではございます。松村先生から、こんなになったんだから、今までの既得権益でつくられたもの云々という話があったけれども、我々として少しだけ言わせていただくと、平成28年4月に小売の全面自由化がなされ、卸規制が撤廃されるという中であっても、引き続き小売事業については法律上は特定小売料金という形で一部供給義務を担っていくということもございまして、そこら辺のところも我々としては責任を一部負っておるということでございます。こういったこともございまして、資料に今日ございましたとおり、最終的に受給契約を解約するかどうかはあくまで当事者の判断事項というふうに私どもでは考えておりますが、地方自治体様のほうから協議のお申し出があれば、それぞれのいろんな形がありますけれども、電源が果たしている役割ですとか契約に至った経緯といったことも総合的に勘案し、これまでも同様にしっかりとやってきたわけですが、誠意を持って公正に協議を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、稲垣委員のほうからお願いいたします。

○稲垣委員

すみません、言い残しで資料8-3なんですけれども、今、瀧本委員から公正にやっていくということで大変心強く感じたんですが、やはり環境が変わった、つまり現在の状況と今我々が目

指す環境整備なり制度設計というのは全然質が違うわけで、それは松村先生がおっしゃるこれで解約したら違約金というのはないのが原則であると、これは全くそのとおりで、それを目指すべきだと思うんですね。法律側としては継続契約の問題とかいろいろあるから具体的な課題ではあるけれども、それは小さなことであって、本来は松村先生のおっしゃるのが正しいと思うんですね。

そういう意味からすると、しかも、資料8-3ですけれども、ガイドラインは第3パラグラフの中ほどで総務省と経済産業省が双方で自治体に対して売電契約は一般競争入札が原則である旨を改めて周知すると、理解していただくというところまで全部やりますという非常に強い宣言をしているんですね。ということなので、やはり原理原則というのをきちっと鮮明にしたガイドラインづくりというのが望まれると思うんですね。

具体的には、このガイドラインの表題も先ほどの自治体がさぼっているんじゃないかというのがあるんですけれども、自治体は資料を見ますと、やはり見えない環境のもとで見直しが不安だとか、従前の要するに調達基準との関係をどういうふうに直していいのかわからないというところもあるかと思うんですね。まだ新規参入のところが十分に環境整備できていないというところで、参入できない理由なんかアンケートを見ると出てくる。これもだんだんに整備していくわけですけれども、とりあえずは新電力の買い取り参入の実現というのを目的に我々は進む必要があるんだというのは動かないと思うんですね。

そういう意味では、ここからは提案なんですけれども、資料8-3のガイドライン案なんですけれども、もう少しメッセージ性を強く出していいんじゃないかと。例えば表題については、新電力の買い取り参入の実現に向けたガイドラインとか、買い取り参入促進のためのガイドラインというふうに表題をして、この8-3はその中でも各論の一つであるところの随意契約の解消における補償協議に関するガイドラインなんですよ。そこをはっきり特定していないと、何か自治体は売電契約は協議だけ、ここだけやればいいんだよみたいな、そういうふうに受け取られる可能性もあるので、このガイドラインについては、やはりもっと強いメッセージ性を出す。しかも、この8-3の1ページの下の方は、どんどん課題については新しく捉えて見直していくということを宣言しているわけですから、非常に強い宣言にすべきではないかというふうに思うのが1点です。これが提案の一つです。

あと、託送料金の割引等議論される中で、先ほどこれは辰巳委員の発言に乗って恐縮なんですけれども、やっぱり少しまた議論がそれぞれの主体にとって見えにくい議論になっている、つまり各論になっちゃっていると思うんですね。そういう意味で、誰のどういう利益にかかわることが議論されているのかという観点からの資料の整備というか、資料の中で触れていただくことが

必要だというふうに思うんですね。

見えないのは、需要者にとっての例えば短期的な負担コストあるいは長期的な全体のコストの問題がなかなか議論されないで、例えば投資効果とか全体コストというところで議論はされるんですけども、なかなか誰にとってというところが見えない。この改革の目的との関係でいくと、自由化というのが一つ目的なんだけれども、その狙った効果というのは例えば供給の安定、それからもう一つは、全体コストの低減、それから、個別の需要者にとってのコストの低減というのがあると思うんですね。ここがやっぱり上位の目的で、その下にさまざまな利益調整が来るというこの順位づけをこれは私の思いなんですけれども、役所のほうでも、それから、ここでもこれからの議論に際して、そうした観点からもやはり位置づけをはっきり議論しながら、順位をはっきりしながら議論ができるようなご説明というか資料づくりをしていただけると助かります。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、野田委員のほうからお願いします。

○野田委員

託送料金の割引制度に関する私どものプレゼンに対していろいろなご意見、ご質問をいただきましたので、現時点での考えについて少しお話させていただきたいと思います。

まず、現行の近接性評価割引の評価についてでありますけれども、現行の割引は需要地近接に電源が立地されるインセンティブを付与するというので、平成12年の自由化開始時点から導入されておりますが、潮流改善の結果、私どもの火力発電所の燃料費等の節減が可能となり得るということの評価根拠としております。発電部門で生じる効果を評価根拠としているものですが、先ほどお話ししましたように、ライセンス制の導入に伴い、送配電部門に生じ得る効果を評価根拠とする見直しが必要と考えており、その一案として投資抑制の評価、そして、ロスの評価が考えられるのではないかとということで説明させていただいたものであります。

そして、投資抑制に係る評価についてもいろいろとご意見いただきました。わからないということ、あるいは仮に評価するなら基幹系設備だけではなくて特高もやるべきではないかのご意見もいただきました。私どもも今回の提案に当たって、近接性評価地域に電源が設置されることで、本当に上位系統の設備に投資抑制効果が生じるのかという点について議論をしてみました。設備形成の実態を考えますと、仮にそうした効果が生じるとしても、その効果は短期的なものではなくて中長期的に生じ得るものではないかと考えております。また、この効果を厳密に定

量化してお示しすることはなかなか難しいとも思っておりまして、今回のプレゼンでは、これまでの本ワーキングのご議論も踏まえ料金設定の一つの考え方として一定の仮定を置いた試算を行ったものであります。さまざまな仮定が考えられる中、どちらかという则需要のためというよりは系統全体の潮流を見て設備形成を行っている基幹系設備であれば、そうした効果を料金評価し得るのではないかと考えたものであります。さまざまなご意見があるかと思えますけれども、ここで設定した割引分につきましては、系統利用者全体にご負担を求める必要があるということで、私どもとしては一つの考え方としてご提案させていただいたものでございます。

また、キロワット価値補正についてご質問いただきましたけれども、投資抑制評価ということで、出力が安定している電源とそうでない電源の差異を反映する必要があると考えたものであります。今回の試算では、電源種別ごとの供給力評価率として25年の需給検証委で示された値などを用いながら算定してございます。

それから、他のエリアに振替供給される電源の扱いについてご質問いただきましたけれども、エリアに生じる効果を託送料金で評価する仕組みということでありますので、エリア外に出ていく電源につきましては、対象外とするのが自然ではないかと思っております。

また、既存の基幹系電源と近接性評価割引の取り扱いについても複数ご意見いただきました。先ほどもお話ししたとおり、見直しの結果、対象から外れる電源につきましては、制度の考え方としては現行割引を廃止すべきと考えておりますけれども、既設電源への影響配慮というお話につきましては、その他の系統利用者のご負担という観点とのバランスを踏まえての議論が必要ではないかと思っております。

そして、分散電源が増加している中、電気の利用実態も踏まえ、抜本的に改めてはどうかというご意見もいただきましたが、今後議論していくものと考えております。

それから、説明がわかりにくいというお話もございましたけれども、そのご意見を真摯に受けとめながら、例えば料金の設定時あるいは自由化開始時によりわかりやすい説明に努めてまいりたいと思っております。

以上、頂戴したご意見、ご質問に対する考えをお話させていただきましたが、特に投資抑制に係る評価につきましては、設備形成の実態を厳密に反映することは難しい中、料金設定上の仮定を置いてのご提案ということでございまして、委員の皆様にもそうした前提も含めてご確認いただければありがたいと思っております。

私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、村上オブザーバーのほうからお願いします。

○村上オブザーバー

ありがとうございます。大橋委員から取引所のことにつきましてご指摘、ご意見ございましたので、私のコメントをさせていただきたいというふうに思います。

大変申しわけありません。私の聞き違いかもしれませんが、365日開場について検討というような言葉があったというふうに耳にいたしました。正確にご説明申し上げますと、365日開場するということは機関決定をしています。そのタイミングにつきましては、外部のシステム連携等との絡みもございますので、一応現状においては広域のシステムが整うことにあわせて28年4月というのを目標にして取り組んでいますということを申し上げました。

ただ、そのほかにシステム改革の中で取引所が非常に役割を増し、重要性を増しているというご指摘がありました。私もそのとおりだと思っております。そのエールを受けまして、しっかり運営をしていかなきゃいけないというふうに考えております。その意味も込めまして、先ほどのコメントの中で市場の運営に当たっては、公正で透明な運営に努めていきたいというふうに申し上げます。

その絡みで申し上げますと、手数料の扱い等を含めて使い勝手のよい取引所あるいは取引所市場をというご指摘がございました。この点に関しましては、私ども適宜、適切にフレキシブルに手数料は変更してきているつもりでございます。ちなみに今年度からスポットの値段につきましては定額制を導入しておりますし、先渡し取引につきましては、前年度までと比べて引き下げをしているという状況でございます。また、時間前市場についても期中で引き下げをしております。タイミングよく適切に取引所の自主的な判断として、これは取引参加者のために、あるいは広くは私ども定款にうたっておりますように、参加者の利便性に資することを通じて電気事業の発展に寄与することを目的として事業を行うということにかなうように取り組んでいるつもりでございます。

また、さらに取引所のあり方論についてのご意見がございました。今回の電事法の改正におきまして、現在私どもは私設任意の一般社団法人でございますが、申請して指定法人というルートも開けております。私どもは今後これへの対応につきまして、しっかりと行政の皆様ともお話を交わしながらいろいろ検討していきたいと。最終的には、よりふさわしいあり方というものになるように努めていきたいというふうに考えていることを申し添えまして、私のコメントといたします。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

すみません、お時間ない中恐縮なんですけれども、1点、資料8-5について申すのを忘れていたものですから、ちょっと1点だけ申し上げておきたいと思います。

資料7でもコメントいただいたところで、実は余りこのあたり、かみ合っていない議論のかなというふうに思っているんですけれども、恐らくそもそもこれから送電部門はより中立性を増す中で、個社の競争性にかかわる情報に触れたという場合に、そうした情報が特定の事業会社の競争性を高めたりとか、あるいは低めたりと、そういうことをして競争性をゆがめることができちゃうんじゃないかという懸念があるというのが背景としてあって、だから、本質的には対処すべき問題としてあるのは情報の利用の仕方なんだと思うんです。

ただ、この情報を利用するのが人であるから、結局人を管理せざるを得ないというところで多分資料8-5のような議論になっているという理解でいるのですけれども、そういう意味で言うと、人は憎んでいないというか、人を憎むべきでないというのはまさにおっしゃるとおりだと思うんです。また、実は個社の情報に触れないと専門性は高まらないので、ある意味これ悩ましいところなんですけれども、触れないと専門性は高まらないけれども、触れるとそうした懸念が出てくると、そうした背反する二面性を持っている議論なんだろうと思います。だから、ある意味そうした情報の利用をしている人に対して管理するということですから、やはり管理をきつくするという方向が余り前に出過ぎちゃうと、こんな役職につきたくないとかという人が逆に出てきて、それはそれで電気事業の人材を円滑に育てるうえで問題ですから、そうしたことを配慮した上でいろいろ案を提案していただいているんだと思いますけれども、まさに何かもう少しベターな案があれば、恐らくそうした懸念も払拭できますし、なおかつ専門性を高める方向でどうなのかということというのを議論すればいいんじゃないかなというふうに思いましたということです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

2度目で申しわけない。寺島委員と野田委員の発言を一応確認したい。連系線をまたいだ取引は基本的に今回の割引の対象外だということに関して野田委員から発言があったと思います。それに関しては、今の発想を自然に延長すると、近接性評価を自然に拡張するだけなら、連系線をまたぐ取引は対象にならないのは、とても残念ですが、自然な選択肢、決して不自然な提案では

ないと思います。しかし一方で、だから今回のようなやり方には決定的な欠陥があると私は思っています。つまり長期的に考えて、最も効率的にやらなければいけない部分が完全に抜け落ちていると理解すべきだと思います。

例えば北海道で需要が十分なければ北本の連系線が300万必要だけれども、十分な需要があれば270万で済むということが仮にあったとします。需要の増加、本州から北海道への電力需要のシフトは連系線の必要投資量を減らし、決定的に連系線の投資コストを下げることになる。域内の基幹送電線の投資コストを下げるのはもちろん重要なことですが、連系線の投資コスト抑制というのは相当大きな規模で出てくる可能性があると思います。連系線の投資費用節約効果に関しては、北本だけでなく、相双だって関門だって同じだと思います。そうすると、発電所の立地あるいは需要の立地が送電投資に大きく影響を与えるという効果を考えるときに、託送料金の合理化の議論で連系線を除いてしまうと、非常にインパクトの小さな議論になってしまう。抜本的に託送料金を改善すれば、その効果を十分織り込むことが可能な制度が、ごく自然にできると思います。

したがって、今回の仮に需要地近接性という発想で連系線の効果を入れなかったとしても、長期的な託送料金の見直しの際にはそういうところまできちんと視野に入れた骨太な議論にしなければいけないと思います。今の託送料金制度にすごく問題があることが一層明らかになったと理解しています。野田委員のご発言は、今の制度をそのまま延長するということだと入れられないということをおっしゃっただけであって、長期にはもちろんきちんと考えるということだと思います。その点だけ確認させてください。

それから、寺島委員のご発言で私は受け入れられないものが1つあったので、申し上げます。

新エネ小委に関連することと、こちらに関連することとバランスをとってということをおっしゃったのですが、私の意見は大分違います。私は確かに、買い取り回避可能原価のことも、あるいは優先給電のこともずっとこちらでも向こうでも発言してきましたが、それはバランスを考えて言ったのではない。この委員会のミッションは基本的に、もし再生可能エネルギーの導入量の目標量を与えられたものとすれば、それを達成するためにコストを最小化することだと思います。このシステム改革の恩恵を十分に生かす制度を設計すれば、自然にコストが最小化できるはずだという認識のもとで、だからぜひこういう発想を入れるべきだと発言してきたつもりです。あるいはもし国民負担としてこれだけしか耐えられないということがあったとすると、その国民負担を所与として、導入量が最大になることを考える。そういうまいやり方は、システム改革の文脈ではどのようなものであるかということをおっしゃってきたつもりです。バランスをとっているではありません。トレードオフという類のことではないことを言ってきたつもりです。

トレードオフというのは、導入量を上げればコストが増えるわけですから、これだけのコストをかけてでもここまで導入するののかという議論をするのだと、正にトレードオフ、バランスということになると思います。しかしそれはこのマターではなく、新エネの政策のマター、更にはエネルギー基本計画の問題だと思っています。私はバランスをとって議論していたのではなく、より効率的に入れるにはどうすべきか、ということと言っただけです。バランスだということだとすると、提案した制度を入れるかどうかは議論の余地のあるということになってしまいますが、私はこの委員会では基本的によいことを提案していると思っている。導入量と費用のバランスをとってどれぐらい入れるべき、入れるべきでないというつもりで何か発言したつもりはありませんでしたし、それがこの委員会のミッションだとも思っていません。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、時間にもなりましたので、何かありますか。では、早くお願いいたします。

○林委員

すみません、すぐ終わります。低圧の託送の話なんですけれども、私が先ほどちょっと申し上げたかったのは、要は最後ライセンス制になりまして、結局電力品質の最後の確保の重要な役割を担うのが一般送配電事業者であるということがありますので、そこにちゃんと戻る形での低圧託送の貢献とか評価をしていただきたいというのを言いたかったということですので、すみません、補足でさっき言い忘れたので。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、皆様から多数ご意見、ご質問もいただきましたので、事務局からお願いいたします。

○安永調整官

まず、資料8-1の優先給電の関係につきまして、こちらは後ほど電力基盤整備課のほうからお答えをさせていただきます。

それから、私のほうから公営電気事業のガイドラインにつきまして稲垣委員、松村委員、大橋委員からそれぞれご指摘をいただきました。

まず、稲垣委員からご質問で、この既存契約先との関係の悪化の内容についてでございます。こちらにつきましては、この公営電気事業者向けのアンケートを2年前にも行っておりまして、いろいろ一般電気事業者との調整が契約内容以外でも必要であるというご回答が多かったことを踏まえて、こうした項目をアンケート項目に入れたということでございますが、この内容がどう

いうものであるかということについては、アンケートの中で記載を求めておりませんので、今の時点では把握しておりません。ご指摘を踏まえて、ガイドラインに少し修正をして、この契約以外のところで何かほかの調整が必要なことがないようにというようなことは書けないかというご指摘をいただきましたが、これをちょっとどのように反映することができるかを検討する中で、少し確認等もしながら進めていきたいと思っております。

それから、松村委員からはもう少し違約金の上限のところを明確に書くべきではないかというご指摘もいただきました。少しこの東京電力と東京都の民事調停の結果であったり、あるいはリーガルにちょっとどこまで書けるのかということも少し検討する必要がありますので、どこまでできるかというのをちょっと即答できませんけれども、宿題とさせていただければと思います。

それから、大橋委員から電力の売電の入札というのは資格要件について土木の入札とは違うというようなことを少し、これはガイドラインに書く話なのか、そういうものであるということを周知されることが大事なのかということ、どちらもあるかもしれませんけれども、そこも含めて検討させていただきたいと思っております。

あと、稲垣委員からのタイトルの件、もうちょっと宿題とさせていただいて、検討させていただければと思います。

以上でございます。

あと、電力基盤整備課のほうから。

○井上電力需給・流通政策室長

電力需給室長の井上でございます。資料8-1に関連して、バイオマスの優先給電についてコメントを頂戴いたしました。

新エネ部会新エネ小委の中でも議論されていますように、再生可能エネルギーを最大限導入する、エネルギー受給率を上げるというこうした政策目標と整合性をとれたものにしていく必要があると思います。こうした考え方から系統の安定化、これは当然の前提といたしまして、現行のESCJルールの中では、現行aと調整可能電源として一つにくくられておるものをよりきめ細かく分けるというものでございます。

この中でバイオマス比率の高い混焼のバイオマスについては、電力調達の自由度が高い燃料使用量をコントロールすることで、調整電源としてより活用可能ということがございますので、一般の火力発電あるいは化石比率の高い混焼バイオマスと同様の扱いとしているわけでございます。

また、辰巳委員からご指摘ございました、よりきめ細かくというようなご指摘がございました。これもメインには書いてございませんが、例えば混焼のバイオマスでございまして、未利用の間伐材など地域の資源を利用する発電設備につきましては、エネルギー受給率向上等の観点から

火力発電の区分の中で優先給電ルール上の抑制順位の配慮をしたいというふうに考えてございます。

また、地域資源の活用という点では、これも新エネ小委の中でもお示ししてございますが、例えば木質バイオマス等ございましたら、地域の木質バイオマスを8割程度用いている、8割以上用いているものというような形できめ細やかな設計をしようとしているところでございます。寺島委員あるいは松村委員からもご指摘ございましたように、新エネルギー小委での議論もございますので、おのおののミッションを踏まえた形で、整合のとれた形で詳細な設計を進めていきたいというふうに考えてございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、もう大分時間が迫ってまいりましたが、本日は長時間にわたりまして活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議論をまとめたいと思いますが、まず、広域的運営推進機関のルールにつきましては、先ほどご説明ありましたバイオマス火力の優先給電の見直しということで、先ほど井上さんからもお話しありましたように、いろいろ細かいところをご配慮いただきながら、この事務局の案で進めさせていただければというふうに思っております。

それから、小売全面自由化に係る詳細制度設計でございますが、託送料金の割引制度につきましては、8-2の資料でございますような事務局の方向性につきまして、いろいろご意見をいただきましたけれども、ご指摘を踏まえながら2016年から実施するものと抜本的に整理しなきゃいけないもの、そういうものをちゃんと整理いたしまして対応させていただきたいと、事務局のほうにそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、3の卸電力市場の活性化につきましては、先ほど安永さんからお話しいただきましたような形で進めさせていただければというふうに思います。

4の同時同量・インバランス制度に関する詳細制度設計につきましては、インバランス精算の業務フローについては特にご意見ございませんでしたが、ひもづけに関しましていろいろご意見をいただきました。案2と3という選択肢で、今後本ワーキンググループや広域機関等において継続的に議論、実務検討を行っていくということにさせていただきたいというふうに思います。

それから、ネガワット取引等にもいろいろご意見いただきましたが、ご意見いただきまして、今後具体化を進めさせていただきたいというふうに思います。

法的分離に関する検討につきましても、いろいろご意見いただきましたので、ご指摘を踏まえながら今後の具体化を進めさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それから、最後のガスシステム改革の現状につきましては、これは委員の方々からたくさんコメントをいただきました。このコメントにつきましては、当ワーキンググループからの要請として、適切にガス小委員会のほうにお伝えいただければというふうに思います。

それから、新エネ小委との連携についてもご検討いただければというふうなご意見をいただきましたので、それについても検討いただければというふうに思います。ということで、以上でございます。いろいろご意見をいただきましたので、それに沿いまして今後進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に安永さんより今後のスケジュールにつきましてご説明をお願いいたします。

○安永調整官

次回につきましては、またいつもですけれども、日程調整の上、またご相談をさせていただければと思います。

○横山座長

本日は長時間にわたり活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。まだまだ議論すべき点があるようでございますので、また引き続き来年もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日これをもちまして終わりにしたいと思います。

どうぞ皆さん、よいお年をお迎えくださいませ。どうもありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879